東海第二発電所	工事計画審査資料
資料番号	工認-939 改 4
提出年月日	平成 30 年 9 月 11 日

日本原子力発電株式会社

東海第二発電所 添付書類

発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書 ヌ項 その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備 (浸水防護施設)

抜粋資料

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備	考
ヌ その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備	10.6 津波及び内部溢水に対する浸水防護設備	【浸水防護施設】(基本設計方針)	工事の計画のx(3)(ii)		
(3) その他の主要な事項	10.6.1 津波に対する防護設備	No Marks 1 or 100 lbr or 100 at	a-①は、設置変更許可		
(ii) 浸水防護設備	10.6.1.1 設計基準対象施設	1. 津波による損傷の防止	申請書(本文)の又(3)		
a. 津波に対する防護設備		1.1 耐津波設計の基本方針	(ii)a-①と同義であり	I o A + 1	
ヌ(3)(ii)a-①設計基準対象施設は、基準津波に対し		ヌ(3)(ii)a-①設計基準対象施設及び重大事故等対処施	整合している。また,	【6条1】	
て、その安全機能が損なわれるおそれがないものでなけ		設が設置(変更)許可を申請した基準津波によりその安	設備の詳細について	【51条1】	
ればならないこと、また、重大事故等対処施設は、基準		全性又は重大事故等に対処するために必要な機能が損な	は、後段にて整合性を		
津波及び敷地に遡上する津波に対して、重大事故等に対 処するために必要な機能が損なわれるおそれがないもの		われるおそれがないよう、遡上への影響要因及び浸水経	説明する。		
でなければならないことから、防潮堤、防潮扉、放水路		路等を考慮して、設計時にそれぞれの施設に対して入力 津波を設定するとともに津波防護対象設備に対する入力			
ゲート, 逆流防止設備, 浸水防止蓋, 水密ハッチ, 水密		津波の影響を評価し、影響に応じた津波対策を講じる設	設置変更許可申請書		
原, 逆止弁ス(3)(ii)a-②等により, 津波から防護する設		計とする。	(本文) の(3)(ii)a-		
#: <u>佐里田(3)(17a </u>		<u>印 こ 7 必。</u>	②「等」は、工事の計		
<u>P1 ⊆ 7 . №</u>		また、重大事故等対処施設が、基準津波を超え敷地に遡	画では、津波・構内監	【54条1】	
		上する津波(確率論的リスク評価において全炉心損傷頻度	週 には、伴似・博 円	[01末1]	
		エチ ②	水位計、潮位計であ		
		上する津波 という。) に対して、重大事故等に対処するた	り, 設置変更許可申請		
		エケン(中級) こく フック・ハ に対して、 単八事以寺にがだりるために必要な機能を有効に発揮することができるよう、 溯上	書(本文)「口.(2) 耐		
		への影響要因及び浸水経路等を考慮して、設計時にそれぞ	津波構造」にて示す。		
		れの施設に対して入力津波を設定するとともに津波防護対	FIX.117.23 (- 0.7) 8		
		8設備に対する入力津波の影響を評価し、影響に応じた津			
		多区域に対する人の存収の影響を計画し、影響に応じた伊 波防護対策を講じる設計とする。			
		なお、津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備 は、入力津波に対して機能を十分に保持できる設計とす る。		【6条2】 【51条2】 【54条2】	
		敷地に遡上する津波の高さは,防潮堤及び防潮扉の高さ を超えることから,防潮堤及び防潮扉は,津波の越流時の		【54条3】	
		耐性を確保することで防潮堤の高さを維持し、防潮堤内側			
		の敷地への津波の流入量を抑制する設計とする。また、止			
		水性を維持し第2波以降の繰返しの津波の襲来に対しては、			
		防潮場内側の敷地への津波の流入又は回り込みを防止する			
		設計とする。			

設置変更許可申請書(本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
		1.4 津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計 (1) 基準津波に対する津波防護対策に必要な浸水防護施設の設計 a. 設計方針 津波防護施設,浸水防止設備及び津波監視設備については,「1.2 入力津波の設定」で設定している繰返しの襲来を想定した入力津波に対して,津波防護対象設備の要求される機能を損なうおそれがないよう以下の機能を満足する設計とする。		【6条38】 【51条43】
		(a) 津波防護施設 津波防護施設は、津波の流入による浸水及び漏水を防止する設計とする。 津波防護施設のうち防潮堤及び防潮扉については、入力津波高さを上回る高さで設置し、止水性を保持する設計とする。 津波防護施設のうち放水路ゲート、構内排水路逆流防止設備については、入力津波による波圧等に対する耐性を評価し、津波の流入を防止する設計とする。		【6条39】 【51条44】
区(3)(ii)a-③防潮堤のうち鋼製防護壁には、鋼製防護壁と取水構造物との境界部に止水機構を設置し、止水性能を保持する設計とする。		を評価し、津波の流入を防止する設計とする。 津波防護施設のうち貯留堰については、津波による水位低下に対して、非常用海水ポンプの取水可能水位を保持し、かつ、冷却に必要な海水を確保する設計とする。 主要な構造体の境界部には、想定される荷重の作用及び相対変位を考慮し、試験等にて止水性を確認した止水ジョイント等を設置し、止水処置を講じる設計とする。また、区(3)(i)a-3 鋼製防護壁と取水構造物の境界部には、浸水防止設備として、想定される荷重の作用及び相対変位を考慮し、試験等にて止水性を確認した1次止水機構及び2次止水機構を多様化して設置し、止水性を保持する設計とする。	工事の計画の(3)(ii) a-③は、設置変更許可申請書(本文)の(3) (ii)a-③と同義であり整合している。	【6条40】 【51条45】
放水路ゲートは、又(3)(ii)a-④ 扉体、戸当り、駅動装置等で構成され、敷地への遡上のおそれのある津波襲来前に遠隔閉止を確実に実施するため、重要安全施設(MS-1)として設計する。	10.6.1.1.3 主要設備 (2) 放水路ゲート 津波が放水路から津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)の設置された敷地に流入することを防止し、津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)が機能喪失することのない設計とするため、放水路ゲートを設置する。放水路ゲートは、扉体、戸当り、駆動装置等で構成され、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合に遠隔閉止することにより津波の遡上を防止する設計とする。なお、放水路ゲートを閉止する前に、循環水ポンプを停止する運用とする。また、放水路ゲートは、津波防護施設であり、敷地への遡上のおそれのある津波襲来前に遠隔閉止を確実に実施するため、重要安全施設(MS-1)として設計する。	<中略> 放水路ゲートについては、敷地への遡上のおそれのある津波の襲来前に遠隔閉止を確実に実施するため、重要安全施設(MS-1)として設計する。 また、大津波警報が発表された場合に、放水路を経由して津波の流入を防止するため、循環水ポンプ及び補機冷却用海水ポンプの停止並びに放水路ゲートを閉止する運用を保安規定に定めて管理する。	設置変更許可申請書 (本文)の $p(3)$ (ii)a- ④については, 添付書 類「V-2-10-2-3」に記載しており整合してい る。	【6条20】 【51条19】

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
	する構造物に設置するとともに、基準地震動Ssによる地震力に対して津波防護機能が十分に保持できる設計とする。また、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、その他自然現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)及び地震(余震)との組合せを適切に考慮する。	<中略>		
	10.6.1.1.3 主要設備	1.3 津波防護対策 (1) 敷地への浸水防止(外郭防護1) a. 基準津波に対する敷地への浸水防止(外郭防護1) (a) 遡上波の地上部からの到達,流入の防止 遡上波による敷地周辺の遡上の状況を加味した浸水の高さ分布を基に,基準津波に対する津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地において,遡上波の地上部からの到達,流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対する裕度評価において,高潮ハザードの再現期間100年に対する朔度に対いて,高潮ハザードの再現期間100年に対する期待値と,入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び潮位のばらつきを踏まえた水位の合計との差を参照する裕度として,設計上の裕度の判断の際に考慮する。		【6条15】 【51条13】
	(1) 防潮堤及び防潮扉 津波による遡上波が津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)の設置された敷地に到達,流入することを防止し、津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)が機能喪失することのない設計とするため、敷地を取り囲む形で防潮堤を設置するとともに、防潮扉を設置する。 <中略>	評価の結果、遡上波が地上部から到達し流入するため、基準津波に対する津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋又は区画(緊急時対策所建屋,可搬型重大事故等対処設備保管場所(西側)及び可搬型重大事故等対処設備保管場所(南側)を除く。)の設置された敷地に、遡上波の流入を防止するための津波防護施設として防潮堤及び防潮扉を設置する設計とする。		【6条16】 【51条14】
		また、基準津波に対する津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)を内包する建屋及び区画のうち、緊急時対策所建屋、可搬型重大事故等対処設備保管場所(西側)及び可搬型重大事故等対処設備保管場所(南側)は、津波による遡上波が地上部から到達、流入しない十分高い場所に設置する設計とする。		【51条15】
		なお,防潮扉は,原則閉運用とすることを保安規定に 定めて管理する。		【6条17】 【51条16】

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
	第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様 (1) 防潮堤	【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備		
防潮堤(鋼製防護壁、止水機構 <mark>付)</mark> 個 数 1	種類 <u>防潮堤(鋼製防護壁、止水機構付)</u> 材料 鉄筋コンクリート、炭素鋼 個 数 1	2 後人院後後は1年8点の中項 1 外の後本が確収値の名前。 2 第2 元 章 元 章 元 章 元 章 元 章 元 章 元 章 元 章 元 章 元	工事の計画の「防潮 堤」は、個数1を示すも のであり、設置変更許 可申請書 (整合してい る。また、大工事の計画 の「止水機構を設置す る」と設置変更の「止水 機構付」は同義であり 整合している。	
<u>防潮堤(鉄筋コンクリート防潮壁)</u> 個 <u>数</u> 1	(2) 防潮堤 種 類 <u>防潮堤(鉄筋コンクリート防潮壁)</u> 材 料 鉄筋コンクリート 個 数 1	【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備 変 足 前 変 尺 後 (本	工事の計画の「防潮 堤」は、個数1を示すも のであり、設置変更許 可申請書 (本文)の 「個数1」と整合してい る。	
防潮堤(鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁) 個	(3) 防潮堤 種 類 <u>防潮堤</u> <u>(鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁)</u> 材 料 鉄筋コンクリート, 炭素鋼 個 数 1	【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備 変 皮 瀬	工事の計画の「防潮 堤」は、個数1を示すも のであり、設置変更許 可申請書 (本文) の 「個数1」と整合してい る。	

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項			工事	の計画	i該当事項	į	整合性	備	考
<u>防潮扉</u> 個数	(4) <u>防潮扉</u> 種 類 スライドゲート					1. 外郭	浸水防護設備	工事の計画の「防潮扉 1」,「防潮扉2」は,そ		
-	材 料 炭素鋼		7.77			変更資	发更多	れぞれ個数1を示すもの		
	個 数 2		名				防護展 1	であり、設置変更許可		
		ला		199	38		スライドゲート	申請書(本文)の「個		
			П	t t	- INV		8680*1	数2」と整合している。		
				被	m		7200*1			
				唯	m		D348*1			
		48	体	スキンプレート 厚 さ	m		54*1			
		**	45	Æ T	m		750*1			
		-1		株	10.	- [698*1			
		法		II &	m		331*1			
			耳	スキンプレート 厚 さ	, mr.		54*1			
			作	大 蛸 高 さ	п		T. P. +20, 60° 1. **			
		杯	脲	体	i.E.		S9570 SWA190			
			1	Japi	-		SW370 SW3490			
		15-	18	14	-		鉄筋コンクリート			
				B枝を示す。 熱壁の天曜当さを示す。						

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性 備	考
		【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備		
		《 E 的		
		5 特 防洪军2		
		新 類 - ×ライドグ・ト		
		京		ļ
		被 nn 5800 ⁺¹		
		79 Š nn (048*)		
		主 ω スキンブレート m 51 ⁴¹		
		要 小 た て … 780**		
		(E)		
		日 さ m 334" スキンプレート		
		原		
		(4) 次 海 尚 さ □ 1, P, −18, 90*1 □		
		校 上 SM570 SM5496		
		- SM570		ļ
		SW490 作業インカリード		
		24 W 44 -		
		*2:同時期の大程憲さを示す。		ļ
				ļ
		0		
		1.3 津波防護対策 (1) 敷地への浸水防止(外郭防護1)	【6条18	2 1
		a. 基準津波に対する敷地への浸水防止(外郭防護1)	【51条1	
		(b) 取水路,放水路等の経路からの津波の流入防止		
		津波の流入の可能性のある経路につながる海水系,循		
		環水系、構内排水路等の標高に基づき、許容される津波		ļ
		高さと経路からの津波高さを比較することにより、基準		ļ
		津波に対する津波防護対象設備(非常用取水設備を除		ļ
		く。)を内包する建屋及び区画の設置された敷地への津波 の流入の可能性の有無を評価する。流入の可能性に対す		ļ
		る裕度評価において、高潮ハザードの再現期間100年に対		ļ
		する期待値と、入力津波で考慮した朔望平均満潮位及び		ļ
		潮位のばらつきを踏まえた水位の合計との差を参照する		ļ
		裕度とし、設計上の裕度の判断の際に考慮する。		ļ

設置変更許可申請書(本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
SCHOOL THIS (124)	10.6.1.1.3 主要設備	評価の結果、流入する可能性のある経路が特定された	11 11 11	VII. 3
放水路ゲート	(2) <mark>放水路ゲート</mark>	ことから、基準津波に対する津波防護対象設備(非常用		【6条19】
<u> </u>	津波が放水路から津波防護対象設備(非常用取水設備	取水設備を除く。)を内包する建屋又は区画の設置された		【51条18】
	を除く。) の設置された敷地に流入することを防止し、津	敷地並びに建屋及び区画への流入を防止するため、津波		
	波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)が機能喪失す	防護施設として放水路ゲート及び構内排水路逆流防止設		
	ることのない設計とするため,放水路ゲートを設置す	備を設置するとともに、浸水防止設備として取水路点検		
	る。放水路ゲートは、扉体、戸当り、駆動装置等で構成	用開口部浸水防止蓋、海水ポンプグランドドレン排出口		
	され、発電所を含む地域に大津波警報が発表された場合	逆止弁, 取水ピット空気抜き配管逆止弁, 放水路ゲート		
	に遠隔閉止することにより津波の遡上を防止する設計と	点検用開口部浸水防止蓋、SA用海水ピット開口部浸水		
	する。なお、放水路ゲートを閉止する前に、循環水ポン	防止蓋、緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止		
	プを停止する運用とする。また,放水路ゲートは,津波	蓋,緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁及び		
	防護施設であり、敷地への遡上のおそれのある津波襲来	緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁の設置並びに		
		防潮堤及び防潮扉下部貫通部の止水処置を実施する設計		
	S-1) として設計する。	とする。		
	放水路ゲートの設計においては、十分な支持性能を有	放水路ゲートについては、敷地への遡上のおそれのあ		【6条20】
		る津波の襲来前に遠隔閉止を確実に実施するため, 重要		【51条19】
	震力に対して津波防護機能が十分に保持できる設計とす	安全施設 (MS-1) として設計する。		
	る。また、波力による侵食及び洗掘に対する抵抗性並び	また、大津波警報が発表された場合に、放水路を経由		
	にすべり及び転倒に対する安定性を評価し、越流時の耐	して津波の流入を防止するため、循環水ポンプ及び補機		
	性にも配慮した上で、入力津波に対する津波防護機能が	冷却用海水ポンプの停止並びに放水路ゲートを閉止する		
	十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、その	運用を保安規定に定めて管理する。		F - 6
	他自然現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)及び地震	上記(a)及び(b)において、外郭防護として設置する津		【6条21】
	(余震) との組合せを適切に考慮する。	波防護施設及び浸水防止設備については、各地点の入力		【51条20】
	<中略>	津波に対し、設計上の裕度を考慮する。		
		【泪丸叶类牡光乳】 / 再口主 \		
	第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様	【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備	工事の計画の「放水路	
	(5) <u>放水路ゲート</u> 種 類 逆流防止設備		工事の計画の「放水路」 ゲート1,2,3」は,それ	
	(ゲート、フラップゲート)		ぞれ個数1を示すもので	
	材 料 炭素鋼	发光的 发光放 放弃的 大人 数	あり、設置変更許可申	
	個 数 3 (各放水路に1か所)	Autoria et ar	請書(本文)の「個数	
	X2/2012	和 新 - (ゲート, フラップゲート)	3」と整合している。	
		- 		
		· 技 1280°		
		∑ 12 5 m 898*		
		ター スキンプレート m - 28°		
		4 & < c on 960°		
		以 供 1210°		
		pp /π € mm 39°		
		H 展 体 — SM90		
		ke ψ		
		孙彪 *: 公称恒を示す。		
	T. Control of the con	f control of the cont		

設置変更許可申請書(本文) 設置変更許可申請書(添付書類八)該当	当事項 工事の計画 該当事項 整 合 性	備考
構内排水路逆流防止設備 個 数 9 (3) 構内排水路逆流防止設備 津波が構内排水路がら <u>津波防護対象設備</u> 設備を除く。)の設置された敷地に流入する し、津波防護対象設備(非常用取水設備を除 喪失することのない設計とするため、構内排 止設備を設置する。構内排水路逆流防止設備 いては、十分な支持性能を有する構造物に設 もに、基準地震動Ssによる地震力に対して消 が十分に保持できる設計とする。また、波力 及び洗掘に対する抵抗性並びにすべり及び転 安定性を評価し、越流時の耐性にも配慮した 津波に対して津波防護機能が十分に保持できる。設計に当たっては、その他自然現象によ	1.3 津波防護対策 (1) 敷地への浸水防止(外郭防護1) a. 基準津波に対する敷地への浸水防止(外郭防護1) (b) 取水路,放水路等の経路からの津波の流入防止 <中略> 評価の結果,流入する可能性のある経路が特定された ことから,基準津波に対する津波防護対象設備(非常用 取水設備を除く。)を内包する建屋又は区画の設置された 整地並びに建屋及び区画への流入を防止するため,津波 防護施設として放水路ゲート及び構内排水路逆流防止設 備を設置するとともに、浸水防止設備として取水路点検 用開口部浸水防止蓋、海水ポンプグランドドレン排出口 逆止弁、取水ピット空気抜き配管逆止弁、放水路ゲート 点検用開口部浸水防止蓋、SA用海水ピット開口部浸水 防止蓋、緊急用海水ボンブピット点検用開口部浸水防止 蓋、緊急用海水ボンブピット点検用開口部浸水防止 蓋、緊急用海水ボンブグランドドレン排出口逆止弁及び 緊急用海水ボンブグランドドレン排出口逆止弁及び 緊急用海水ボンブグランドドレン排出口逆止弁及び 緊急用海水ボンブ室床ドレン排出口逆止弁の設置並びに 防潮堤及び防潮扉下部貫通部の止水処置を実施する設計とする。 <中略> 仕様 【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備 工事の計画の「構内排	備 考 (6条19) [51条18]

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
及置変更許可申請書 (本文) (i) a-⑤原子炉建屋外壁 個 数 一式	第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様 (7) 原子炉建屋外壁 種 類 津波防護壁 材 料 鉄筋コンクリート 個 数	工事の計画 該当事項	工事の計画の[X(3)(ii)] a-⑤は、個数一式を示 すものであり、設置変 更許可申請書(本文)	備 考 [54条42]

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
<u>貯留堰x(3)(ii)a-⑥(「ヌ(3)(v)</u> 非常用取水設備」と 兼用) 個 数 1	10. 6. 1. 1. 3 主要設備	(4) 水位変動に伴う取水性低下及び津波の二次的な影響による重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止。 基準津波における取水性低下及び津波による二次的な影響の防止(a) 非常用海水ボンブ, 緊急用海水ボンブ, 可搬型代替注水大型ボンブ及び可搬型代替注水中型ボンブの取水性非常用海水ボンブについては, 評価水位としての取水ピットでの下降側水位と非常用海水ボンブの取水可能水位を比較し, 評価水位が非常用海水ボンブ取水可能水位を下回る可能性の有無を評価する。		[6条29] [51条28]
	(1) PASTIES	また、緊急用海水ポンプについては、取水箇所である SA用海水ピット取水塔の天端高さと入力津波高さを比較し、入力津波の下降側水位がSA用海水ピット取水塔 の天端高さを下回る時間を時刻歴波形で確認し、この時間を、緊急用海水系の保有水のみで残留熱除去系熱交換 器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保可能である か評価する。		【51条29】
	(4) 貯留堰 基準津波による水位低下時に、取水ピット内の水位が 非常用海水ポンプの取水可能水位を下回ることがなく、 非常用海水ポンプの継続運転が十分可能な設計とするため、取水口前面に海水を貯留する対策として貯留堰を設置する。貯留堰の設計においては、十分な支持性能を有	ることから、津波防護施設として、海水を貯留するため の貯留堰を設置することで、取水性を確保する設計とす		【6条30】 【51条30】
	する岩盤に設置するとともに,基準地震動Ssによる地震 力に対して津波防護機能が十分に保持できる設計とす	水位低下に対して、非常用海水ポンプの取水性を確保するため、循環水ポンプ及び補機冷却用海水ポンプを停止		【6条31】 【51条31】
	合せを適切に考慮する。漂流物による衝突荷重は、取水口に到達する可能性があるもののうち,最も重量が大き	全であれば運転しない場合もあるが、津波による引き波時において緊急用海水ポンプを運転したとしても、地下岩盤内に設置した緊急用海水系の保有水のみで残留熱除去系熱交換器及び補機類の冷却に必要な海水流量が確保		【51条32】
	水ジョイントを設置し、止水処置を講じる設計とする。	非常用海水ポンプについては、津波による上昇側の水 位変動に対しても、取水機能が保持できる設計とする。		【6条32】 【51条33】
		可搬型代替注水大型ポンプ及び可搬型代替注水中型ポンプについても,入力津波の水位に対して,取水性を確保できるものを用いる設計とする。		【51条34】

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
改進发光計刊甲請省(本义)	(8) <u>昨留堰</u> (非常用取水設備主要機器仕様 (8) <u>昨留堰</u> (非常用取水設備と兼用). 種 類 鋼管矢板式堰 材 料 炭素鋼 個 数 1	上手の目型 該 日 手 長	乗合性 工事の計画の「貯すすりので示す。 「貯すすりのででですりででですりででですりででです。 「貯すりでです。 「町のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	VIII 6

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備 考
	10.6.1.1.3 主要設備	1.3 津波防護対策		
取水路点検用開口部浸水防止蓋	(5) 取水路点検用開口部浸水防止蓋	(1) 敷地への浸水防止(外郭防護1)		【6条19】
固 数 10	津波が取水路の点検用開口部から津波防護対象設備	a. 基準津波に対する敷地への浸水防止(外郭防護1)		【51条18】
	(非常用取水設備を除く。) の設置された敷地に流入する			
	ことを防止し、津波防護対象設備(非常用取水設備を除	<中略>		
	く。) が機能喪失することのない設計とするため、取水路			
	の点検用開口部に浸水防止蓋を設置する。 取水路点検用	ことから, 基準津波に対する津波防護対象設備(非常用		
	開口部浸水防止蓋の設計においては、基準地震動Ssによ	取水設備を除く。)を内包する建屋又は区画の設置された		
	る地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるよう	敷地並びに建屋及び区画への流入を防止するため、津波		
	に設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価	防護施設として放水路ゲート及び構内排水路逆流防止設		
	し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる	備を設置するとともに、浸水防止設備として取水路点検		
	設計とする。設計に当たっては、その他自然現象による	用開口部浸水防止蓋、海水ポンプグランドドレン排出口		
	荷重(風荷重,積雪荷重等)及び地震(余震)との組合	逆止弁, 取水ピット空気抜き配管逆止弁, 放水路ゲート		
	せを適切に考慮する。	点検用開口部浸水防止蓋、SA用海水ピット開口部浸水		
		防止蓋、緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止		
		蓋、緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁及び		
		緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁の設置並びに		
		防潮堤及び防潮扉下部貫通部の止水処置を実施する設計		
		とする。		
		<中略>		
	M** 0 0 4 12 1 12 2# 20 /# 1 27 1/4 10 / 11 1/4			
	第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様	【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備		
	(9) 取水路点検用開口部浸水防止蓋		工事の計画の「取水路	
	種類 浸水防止蓋	龙史的 发史我	点検用開口部浸水防止	
	材料ステンレス鋼	取水系為物。即用口部	蓋1,10」,「取水路点検	
	個数10	名	用開口部浸水防止蓋	
		6k te ー 学水防止率	2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9] 1,	
); /: "C mn 3820*	それぞれ個数1を示すも のであり、設置変更許	
		要 670*	可申請書(本文)の	
		技 以	「個数10」と整合している。	
		ki # - SU\$304	V .00	
		注意 *:公务间在示证。		
		+1.07 * 1.20%/14.05.05% a		

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性 備	考
		【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備		
		发现的 发现		
		2, 3, 4, 3, 6, 7, 8, 9		
		新 N 一 浸水防止無		
		± 5. ° mm _ 3820*		
		区 J 機 mm 1535*		
		37 17 9 mm 20'0.0.		
		37 84 - SISSI04		
		种。 29 一 35.00 种种 *: 公特特金元寸。		
		(1946 - 2017) (1947) (1		
I				

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項 整合性	備考
設置変更許可申請書(本文) 海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁 個 数	10.6.1.1.3 主要設備 (6) 海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁 津波が海水ポンプグランドドレン排出口がら海水ポン プ室に流入することを防止し、津波防護対象設備(非常 用取水設備を除く。)が機能喪失することのない設計とす るため、海水ポンプグランドドレン排出口に逆止弁を設 置する。海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁の設計 においては、基準地震動Ssによる地震力に対して浸水防 止機能が十分に保持できるように設計する。また、浸水 時の波圧等に対する耐性を評価し、入力津波に対して浸 水防止機能が十分に保持できる設計とする。設計に当た	1.3 津波防護対策 (1) 敷地への浸水防止 (外郭防護1) a. 基準津波に対する敷地への浸水防止 (外郭防護1) (b) 取水路,放水路等の経路からの津波の流入防止 <中略> 評価の結果,流入する可能性のある経路が特定されたことから,基準津波に対する津波防護対象設備 (非常用取水設備を除く。)を内包する建屋又は区画の設置された敷地並びに建屋及び区画への流入を防止するため,津波防護施設として放水路ゲート及び構内排水路逆流防止設備を設置するとともに、浸水防止設備として取水路点検用開口部浸水防止蓋、海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁,取水ピット空気抜き配管逆止弁,放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋、SA用海水ピット開口部浸水防止、SA用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止、基、緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止、整、無海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁及び緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁の設置並びに防潮堤及び防潮扉下部貫通部の止水処置を実施する設計とする。	【6条19】 【51条18】
	第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様 (10) <u>海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁</u> 種 類 逆流防止設備(逆止弁) 材 料 ステンレス鋼 個 数 2	【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備 工事の計画の「海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁1,2」は、それぞれ個数1を示すものであり、設置変更許可申請書(本文)の「個数2」と整合している。 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
取水ビット空気抜き配管逆止弁 個 数 3	10.6.1.1.3 主要設備 (7) 取水ピット空気抜き配管逆止弁 津波が取水ピット空気抜き配管がら循環水ポンプ室に流入することを防止することにより、隣接する海水ポンプ室に浸水することを防止し、津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)が機能喪失することのない設計とするため、取水ピット空気抜き配管逆止弁の設計においては、基準地震動Ssによる地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、その他自然現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)及び地震(余震)との組合せを適切に考慮する。	1.3 津波防護対策 (1) 敷地への浸水防止 (外郭防護1) a. 基準津波に対する敷地への浸水防止 (外郭防護1) (b) 取水路,放水路等の経路からの津波の流入防止 <中略> 評価の結果,流入する可能性のある経路が特定されたことから,基準津波に対する津波防護対象設備 (非常用取水設備を除く。)を内包する建屋又は区画の設置された敷地並びに建屋及び区画への流入を防止するため、津波防護施設として放水路ゲート及び構内排水路逆流防止設備を設置するとともに、浸水防止設備として取水路点検用開口部浸水防止蓋、海水ポンプグランドドレン排出口		【6条19】 【51条18】
	第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様 (11) 取水ピット空気抜き配管逆止弁 種 類 逆流防止設備(逆止弁) 材 料 ステンレス鋼 個 数 3	【浸水防護施設】 (要目表) 1. 外郭浸水防護設備	工事の計画の「取水ピット空気抜き配管逆止 弁1,2,3」は、それぞれ 個数1を示すものであ り、設置変更許可申請 書(本文)の「個数3」 と整合している。	

放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋 固数3	対する耐性を評価し, 入力津波に対して浸水防止機能が	(b) 取水路, 放水路等の経 (中 評価の結果, 流入する可能 ことから, 基準津波に対する 取水設備を除く。) を内包す 敷地並びに建屋及び区画へる 防護施設として放水路ゲー 備を設置するとともに, 浸え 用開口部浸水防止蓋,海水 逆止弁,取水ピット空気抜き 点検用開口部浸水防止蓋,等	への浸水防力 の浸水防力 い路からの 能性の波防型 能性を変殖を が表する が表する がある がある がある がある がある がある がある があ	注波の流入防止 経路が特定された 対象設備(非常用 は区画の設置された が止するため、津波 が上するため、津波 が上げないが、 はとして取水路点検 がドレン排出口		【6条19】 【51条18】
	津波が放水路ゲートの点検用開口部から津波防護対象 設備(非常用取水設備を除く。)の設置された敷地に流入 することを防止し、津波防護対象設備(非常用取水設備 を除く。)が機能喪失することのない設計とするため、放 水路ゲートの点検用開口部に浸水防止蓋を設置する。放 水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋の設計においては、 基準地震動Ssによる地震力に対して浸水防止機能が十分 に保持できるように設計する。また、浸水時の波圧等に 対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が 十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、その 他自然現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)及び地震	a. 基準津波に対する敷地へ (b) 取水路,放水路等の経 (中 評価の結果,流入する可能 ことから,基準津波に対する 取水設備を除く。)を内包す 敷地並びに建屋及び区画への 防護施設として放水路ゲー 備を設置するとともに,浸え 用開口部浸水防止蓋,海水ス 逆止弁,取水ピット空気抜き 点検用開口部浸水防止蓋,	への浸水防力 の浸水防力 いいの浸水防力 いいのでは には には はは はは はは はは はは はは はは は	注波の流入防止 経路が特定された 対象設備(非常用 は区画の設置された が止するため、津波 が上するため、津波 が上げないが、 はとして取水路点検 がドレン排出口		
数 3	設備(非常用取水設備を除く。)の設置された敷地に流入することを防止し、津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)が機能喪失することのない設計とするため、放水路ゲートの点検用開口部に浸水防止蓋を設置する。放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋の設計においては、基準地震動Ssによる地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、その他自然現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)及び地震	(b) 取水路, 放水路等の経 (中 評価の結果, 流入する可能 ことから, 基準津波に対する 取水設備を除く。) を内包す 敷地並びに建屋及び区画へる 防護施設として放水路ゲー 備を設置するとともに, 浸え 用開口部浸水防止蓋,海水 逆止弁,取水ピット空気抜き 点検用開口部浸水防止蓋,等	路からのからのからのあります。 「本本学生のないない。」では、 「本本学生のないない。」では、 「本本学生のないない。」では、 「本本学生のないない。」では、 「本本学生のない。」では、 「本本学生のないない。」では、 「本本学生のないないない。」では、 「本本学生のないないないない。」では、 「本本学生のないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	注波の流入防止 経路が特定された 対象設備(非常用 は区画の設置された が止するため、津波 が上するため、津波 が上げないが、 はとして取水路点検 がドレン排出口		【51条18】
	することを防止し、津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)が機能喪失することのない設計とするため、放水路ゲートの点検用開口部に浸水防止蓋を設置する。 放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋の設計においては、基準地震動 S s による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、その他自然現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)及び地震	マ中 評価の結果,流入する可能 ことから,基準津波に対する 取水設備を除く。)を内包す 敷地並びに建屋及び区画への 防護施設として放水路ゲー 備を設置するとともに,浸え 用開口部浸水防止蓋,海水 逆止弁,取水ピット空気抜き 点検用開口部浸水防止蓋,	略> 能性のある 記律建建入の を建入して を を は と は と は と と は と と は た と は た と は た と た と	経路が特定された 対象設備(非常用 は区画の設置された う止するため、津波 団排水路逆流防止設 員として取水路点検 ・ンドドレン排出口		
	を除く。) が機能喪失することのない設計とするため、放水路ゲートの点検用開口部に浸水防止蓋を設置する。 放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋の設計においては、基準地震動 S s による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、その他自然現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)及び地震	評価の結果、流入する可能 ことから、基準津波に対する 取水設備を除く。)を内包す 敷地並びに建屋及び区画への 防護施設として放水路ゲー 備を設置するとともに、浸え 用開口部浸水防止蓋、海水ス 逆止弁、取水ピット空気抜き 点検用開口部浸水防止蓋、	能性の放っ を を を を を を を を を を を を は と を は と を は と を は と が と が と が と が と が と が と が と が と が と	対象設備(非常用 は区画の設置された う止するため、津波 目排水路逆流防止設 引として取水路点検 ・ンドドレン排出口		
	水路ゲートの点検用開口部に浸水防止蓋を設置する。 <u>放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋</u> の設計においては、基準地震動 S s による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、その他自然現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)及び地震	ことから,基準津波に対する 取水設備を除く。)を内包す 敷地並びに建屋及び区画への 防護施設として放水路ゲー 備を設置するとともに,浸え 用開口部浸水防止蓋,海水 逆止弁,取水ピット空気抜き 点検用開口部浸水防止蓋,	る津波防護 る建屋又に の流び構内 ト及止設が 大防ンプラ き配管逆止	対象設備(非常用 は区画の設置された う止するため、津波 目排水路逆流防止設 引として取水路点検 ・ンドドレン排出口		
	水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋の設計においては、 基準地震動 S s による地震力に対して浸水防止機能が十分 に保持できるように設計する。また、浸水時の波圧等に 対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が 十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、その 他自然現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)及び地震	取水設備を除く。)を内包す 敷地並びに建屋及び区画への 防護施設として放水路ゲー 備を設置するとともに、浸え 用開口部浸水防止蓋、海水 逆止弁、取水ピット空気抜き 点検用開口部浸水防止蓋、	る建屋又に の流入を防 ト及び構内 水防止設備 ポンプグラ き配管逆止	は区画の設置された う止するため、津波 日排水路逆流防止設 はとして取水路点検 ・ンドドレン排出口		
	基準地震動 S s による地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、その他自然現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)及び地震	敷地並びに建屋及び区画への 防護施設として放水路ゲー 備を設置するとともに、浸え 用開口部浸水防止蓋、海水z 逆止弁、取水ピット空気抜き 点検用開口部浸水防止蓋、	の流入を防 ト及び構内 水防止設備 ポンプグラ き配管逆止	5止するため、津波 1排水路逆流防止設 1として取水路点検 シンドドレン排出口		
	に保持できるように設計する。また、浸水時の波圧等に 対する耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が 十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、その 他自然現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)及び地震	防護施設として放水路ゲー 備を設置するとともに、浸え 用開口部浸水防止蓋,海水z 逆止弁,取水ピット空気抜き 点検用開口部浸水防止蓋,	ト及び構内 水防止設備 ポンプグラ き配管逆止	排水路逆流防止設 として取水路点検 ンドドレン排出口		
	対する耐性を評価し,入力津波に対して浸水防止機能が 十分に保持できる設計とする。設計に当たっては,その 他自然現象による荷重(風荷重,積雪荷重等)及び地震	備を設置するとともに、浸え 用開口部浸水防止蓋、海水ス 逆止弁、取水ピット空気抜き 点検用開口部浸水防止蓋、	水防止設備 ポンプグラ き配管逆止	」として取水路点検 ンドドレン排出口		
	十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、その 他自然現象による荷重(風荷重,積雪荷重等)及び地震	用開口部浸水防止蓋,海水z 逆止弁,取水ピット空気抜き 点検用開口部浸水防止蓋,	ポンプグラ き配管逆止	ンドドレン排出口		
	他自然現象による荷重(風荷重、積雪荷重等)及び地震	逆止弁,取水ピット空気抜き 点検用開口部浸水防止蓋,	き配管逆止			
		点検用開口部浸水防止蓋,		:弁,放水路ゲート		
	(余震) との組合せを適切に考慮する。		o • m>⊬ i			
		PH 1 # PD A DD H 1, 19 x 2 x	SA用海水	ピット開口部浸水		
		防止蓋、緊急用海水ホンプ	ピット点検	用開口部浸水防止		
		蓋,緊急用海水ポンプグラン		21111		
		緊急用海水ポンプ室床ドレン	ン排出口逆	止弁の設置並びに		
		防潮堤及び防潮扉下部貫通語	部の止水処	!置を実施する設計		
		とする。				
		<中	略>			
	第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様	【浸水防護施設】(要目表)	1. 外郭	[浸水防護設備		
	(12) 放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋	F			工事の計画の「放水路	
	種 類 浸水防止蓋		変更前	変更後	ゲート点検用開口部浸	
	材 料 炭素鋼	名 表		放水路ゲート。気候用期口部 浸水助土傷 1, 2, 3	水防止蓋1,2,3」は,そ	
	個 数 3	₹		浸水防止蓋	れぞれ個数1を示すもの	
		tC 10	-	1350°	であり,設置変更許可	
		100	9		申請書 (本文) の「個	
		#: ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## #		4900 *	数3」と整合している。	
		ti p 3 m		322*		
		スキンプシート厚さ mm		22*		
		杯 料 -		SN490		
		注記 *:公将植を示す。				

設置変更許可申請書(本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
	10.6.1.1.3 主要設備	1.3 津波防護対策		
A用海水ピット開口部浸水防止蓋	(9) SA用海水ピット開口部浸水防止蓋	(1) 敷地への浸水防止(外郭防護1)		【6条19】
数6	津波がSA用海水ピットの開口部から津波防護対象設	a. 基準津波に対する敷地への浸水防止(外郭防護1)		【51条18】
	備(非常用取水設備を除く。)の設置された敷地に流入す	(b) 取水路,放水路等の経路からの津波の流入防止		
	ることを防止し、津波防護対象設備(非常用取水設備を	<中略>		
	除く。)が機能喪失することのない設計とするため、SA	評価の結果,流入する可能性のある経路が特定された		
	用海水ピットの開口部に浸水防止蓋を設置する。 SA用	ことから,基準津波に対する津波防護対象設備(非常用		
		取水設備を除く。)を内包する建屋又は区画の設置された		
		敷地並びに建屋及び区画への流入を防止するため、津波		
		防護施設として放水路ゲート及び構内排水路逆流防止設		
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	備を設置するとともに、浸水防止設備として取水路点検		
		用開口部浸水防止蓋、海水ポンプグランドドレン排出口		
		逆止弁,取水ピット空気抜き配管逆止弁,放水路ゲート		
	震)との組合せを適切に考慮する。	点検用開口部浸水防止蓋, SA用海水ピット開口部浸水 防止蓋, 緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止		
		防止蓋、緊急用海水ポンプビット忌使用開口部侵水防止		
		蓋, 紫忌用海水ホンノケノンドドレン排出口逆止开及び 緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁の設置並びに		
		防潮場及び防潮扉下部貫通部の止水処置を実施する設計		
		とする。		
		<中略>		
	第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様	【浸水防護施設】(要目表) 1.外郭浸水防護設備		
	(13) SA用海水ピット開口部浸水防止蓋		工事の計画の「SA用	
	種類 浸水防止蓋		海水ピット開口部浸水	
	材 料 炭素鋼		防止蓋1,2,3,4,5,6」	
	個	2/ 3.3.40.04.51. 2 POST 180 BOX	は,それぞれ個数1を示し すものであり,設置変し	
		和 類 一 浸水防土資	更許可申請書(本文)	
			の「個数6」と整合してしいる。	
		₩ 1960°	v	
		立 支 ma 219*		
		- スキンプレート厚さ mn - 13*		
		7 12 T mm 480°		
		4. 48 un 320"		
		成 J5 本 mm 167*		
		スキンブレー・車 ぎ mm 13** S8490		
		84 81 — SM400		
		立記 ★ : 公孙何表示す。		

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
	10.6.1.1.3 主要設備	1.3 津波防護対策		
緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋	(10) 緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋	(1) 敷地への浸水防止(外郭防護1)		【6条19】
個 数 1	津波が緊急用海水ポンプピットの点検用開口部から緊	a. 基準津波に対する敷地への浸水防止 (外郭防護1)		【51条18】
	急用海水ポンプ室に流入することを防止することによ	(b) 取水路,放水路等の経路からの津波の流入防止		
	り,津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)の設置	<中略>		
	された敷地に流入することを防止し, 津波防護対象設備	評価の結果、流入する可能性のある経路が特定された		
	(非常用取水設備を除く。) が機能喪失することのない設	ことから、基準津波に対する津波防護対象設備(非常用		
	計とするため、緊急用海水ポンプピットの点検用開口部	取水設備を除く。)を内包する建屋又は区画の設置された		
	に浸水防止蓋を設置する。緊急用海水ポンプピット点検	敷地並びに建屋及び区画への流入を防止するため、津波		
	用開口部浸水防止蓋の設計においては、基準地震動Ssに	防護施設として放水路ゲート及び構内排水路逆流防止設		
	よる地震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるよ	備を設置するとともに、浸水防止設備として取水路点検		
	うに設計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評	用開口部浸水防止蓋、海水ポンプグランドドレン排出口		
	価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持でき	逆止弁, 取水ピット空気抜き配管逆止弁, 放水路ゲート		
	る設計とする。設計に当たっては、地震(余震)との組	点検用開口部浸水防止蓋、SA用海水ピット開口部浸水		
	合せを適切に考慮する。	防止蓋,緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止		
		蓋、緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁及び		
		緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁の設置並びに		
		防潮堤及び防潮扉下部貫通部の止水処置を実施する設計		
		とする。		
		<中略>		
	第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様	【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備		
	(14) 緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋		工事の計画の「緊急用	
	種類 浸水防止蓋		海水ポンプピット点検	
	材料ステンレス鋼	変 更 過 変 更 後 第二日的木ポンプピット	用開口部浸水防止蓋」	
	個 数 1	名 称	は、個数1を示すもので	
		経 第 一 浸水防止蓋	あり,設置変更許可申	
		No. of the second secon	請書(本文)の「個数	
		and the second s	1」と整合している。	
		# A III - 986*		
		# 150°		
		X4270-17/2 m		
		## ## - S18304		
		14.2 *: 公特値を水す。		

設置変更許可申請書(本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
	10.6.1.1.3 主要設備	1.3 津波防護対策		
緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁	(11) 緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁	(1) 敷地への浸水防止(外郭防護1)		【6条19】
固 数 1	津波が緊急用海水ポンプグランドドレン排出口から緊	a. 基準津波に対する敷地への浸水防止(外郭防護1)		【51条18】
	急用海水ポンプ室に流入することを防止することによ	(b) 取水路,放水路等の経路からの津波の流入防止		
	り, 津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。) の設置	<中略>		
	された敷地に流入することを防止し、津波防護対象設備	評価の結果、流入する可能性のある経路が特定された		
	(非常用取水設備を除く。) が機能喪失することのない設			
		取水設備を除く。)を内包する建屋又は区画の設置された		
	に逆止弁を設置する。緊急用海水ポンプグランドドレン			
	震力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設			
	計する。また、浸水時の波圧等に対する耐性を評価し、	用開口部浸水防止蓋,海水ポンプグランドドレン排出口		
	入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計			
	とする。設計に当たっては、地震(余震)との組合せを	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	適切に考慮する。	防止蓋、緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止		
		蓋、緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁及び		
		緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁の設置並びに		
		防潮堤及び防潮扉下部貫通部の止水処置を実施する設計		
		とする。		
		<中略>		
	第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様	【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備		
	(15) 緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁	【技术的暖地队】(安日秋) 1. / 针成外的暖取開	工事の計画の「緊急用	
	種類 逆流防止設備(逆止弁)		海水ポンプグランドド	
	材料 ステンレス鋼		レン排出口逆止弁	
		要更後		
	個数1	名 発 <u>無急用海水ボンブ</u> グランドドレン排出口道止棄	は、個数1を示すもので	
		新 和 - 逆流坊干設備 (道水が)	あり、設置変更許可申	
		25	請書(本文)の「個数	
		PF	1」と整合している。	
		132°		
		₩		
		注记 #:公科植を示す。		

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
	10.6.1.1.3 主要設備	1.3 津波防護対策		
緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁	(12) 緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁	(1) 敷地への浸水防止(外郭防護1)		【6条19】
個 数 1	津波が緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口から緊急用	a. 基準津波に対する敷地への浸水防止 (外郭防護1)		【51条18】
	海水ポンプ室に流入することを防止することにより, 津	(b) 取水路,放水路等の経路からの津波の流入防止		
	波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)の設置された	<中略>		
	敷地に流入することを防止し, 津波防護対象設備(非常	評価の結果、流入する可能性のある経路が特定された		
	用取水設備を除く。) が機能喪失することのない設計とす	ことから、基準津波に対する津波防護対象設備(非常用		
	るため、緊急用海水ポンプ室の床ドレン排出口に逆止弁	取水設備を除く。)を内包する建屋又は区画の設置された		
	を設置する。緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁	敷地並びに建屋及び区画への流入を防止するため、津波		
	の設計においては、基準地震動Ssによる地震力に対して	防護施設として放水路ゲート及び構内排水路逆流防止設		
	浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。ま	備を設置するとともに、浸水防止設備として取水路点検		
	た,浸水時の波圧等に対する耐性を評価し,入力津波に	用開口部浸水防止蓋、海水ポンプグランドドレン排出口		
	対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。設	逆止弁, 取水ピット空気抜き配管逆止弁, 放水路ゲート		
	計に当たっては、地震(余震)との組合せを適切に考慮	点検用開口部浸水防止蓋、SA用海水ピット開口部浸水		
	する。	防止蓋、緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止		
		蓋,緊急用海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁及び		
		緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁の設置並びに		
		防潮堤及び防潮扉下部貫通部の止水処置を実施する設計		
		とする。		
		<中略>		
	第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様	【浸水防護施設】(要目表) 1.外郭浸水防護設備		
	(16) 緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁		工事の計画の「緊急用	
	種類 逆流防止設備(逆止弁)		海水ポンプ室床ドレン	
	材料ステンレス鋼	发现的 发现 微	排出口逆止弁」は、個	
	個 数 1	水 終 が急用海水ボンブ室	数1を示すものであり、	
)—	(次ドレン野出口遊車業)	設置変更許可申請書	
		和 類 一 連続防止穀船(逆上弁)	(本文)の「個数1」と	
		E 50 OF 9E - 804	整合している。	
		表 1		
		72.		
		材 料 — SUS316L		
		注記 *: 公称信を示す。		

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
***************************************	10.6.1.1.3 主要設備	1.3 津波防護対策		
海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋以(3)(ii)a-⑦	(13) 海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋	(3) 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に		【6条25】
(「ヌ(3)(ii)b. 内部溢水に対する防護設備」と兼用)	海水ポンプ室ケーブル点検口から浸水防護重点化範囲	対処するために必要な機能への影響防止 (内郭防護)		【51条24】
個 数 3	への溢水の流入を防止し、津波防護対象設備(非常用取	a. 基準津波による影響防止		
	水設備を除く。) が機能喪失することのない設計とするた	(b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策		
	め、海水ポンプ室のケーブル点検口に浸水防止蓋を設置	経路からの津波による溢水を考慮した浸水範囲及び浸		
	する。海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋の設計に	水量を基に、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性の有		
	おいては、基準地震動Ssによる地震力に対して浸水防止	無を評価する。浸水範囲及び浸水量については、地震に		
	機能が十分に保持できるように設計する。また、溢水に	よる溢水の影響も含めて確認する。地震による溢水のう		
	よる静水圧として作用する荷重及び余震荷重を考慮した	ち,津波による影響を受けない範囲の評価については,		
	場合において、浸水防止機能が十分に保持できる設計と	「2. 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の		
	する。	防止」に示す。		
l		評価の結果、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性の		【6条26】
		ある経路、浸水口が特定されたことから、地震による設		10,201
		備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための設計基		
		準対象施設の浸水防止設備として、海水ポンプ室ケーブ		
		ル点検口浸水防止蓋、常設代替高圧電源装置用カルバー		
		ト原子炉建屋側水密扉の設置並びに海水ポンプ室貫通部		
		止水処置、原子炉建屋境界貫通部止水処置及び常設代替		
		高圧電源装置用カルバート(立坑部)貫通部止水処置を		
		実施する設計とする。		
		また、重大事故等対処施設の浸水防止設備として、設		【51条25】
		また、重人争成寺内処施設の侵水防止設備として、設計基準対象施設の浸水防止設備に加え、緊急用海水ポン		【51朱25】
		プ点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプ室人員用		
		開口部浸水防止蓋、格納容器圧力逃がし装置格納槽点検		
		用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハ		
		ッチ及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密		
		ハッチを設置する設計とする。		
		また、浸水防止設備として設置する水密扉について		【6条27】
		は、津波の流入を防止するため、扉の閉止運用を保安規		【51条26】
		定に定めて管理する。		
		内郭防護として設置及び実施する浸水防止設備につい		【6条28】
		ては、貫通部、開口部等の一部分のみが浸水範囲となる		【51条27】
		場合においても貫通部、開口部等の全体を浸水防護する		
		ことにより、浸水評価に対して裕度を確保する設計とす		
		5.		

設置変更許可申請書(本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性備考
設置変更許可申請書(本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項 第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様 (17) <u>海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋</u> 種 類 浸水防止蓋 材 料 ステンレス鋼 個 数 3	【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 東京前 東京前 東京 校 東京前 東京 校 東京前 東京 校 東京 校 東京 市 東京 校 東京 市 東京 校 東京 市 東京 中	整合性 備 考 工事の計画の「海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋1,2,3」は、それぞれ個数1を示すものであり、設置変更許可申請書(本文)の「個数3」と整合している。 設置変更許可申請書(本文)の区(3)(ii)a-では、「a. 津波に対する防護設備」と「b. 内部溢水に対する防護設備」と「b. 内部溢水に対する防護設備」としておいては「2. 内郭浸水防護設備」として整
		留 没水防遏 F 0> _	おいては「2. 内郭浸

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
	10.6.1.2 重大事故等対処施設	1.3 津波防護対策		
緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋図(3)(ⅱ)a-⑧	10.6.1.2.3 主要設備	(3) 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に		
(「ヌ(3)(ii)b. 内部溢水に対する防護設備」と兼用)	(14) 緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋	対処するために必要な機能への影響防止 (内郭防護)		
<u>数</u> 1	緊急用海水ポンプ点検用開口部から浸水防護重点化範	a. 基準津波による影響防止		
	囲への溢水及び津波の流入を防止し, 津波防護対象設備	(b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策		
	(非常用取水設備を除く。) が機能喪失しない設計とする	<中略>		
	ため、緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋を設置	評価の結果、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性の		【6条26】
	する。緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋の設計	ある経路, 浸水口が特定されたことから, 地震による設		
	においては、基準地震動Ssによる地震力に対して浸水防	備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための設計基		
	止機能が十分に保持できるように設計する。また、溢水	準対象施設の浸水防止設備として,海水ポンプ室ケーブ		
	による静水圧として作用する荷重、その他自然条件(積	ル点検口浸水防止蓋、常設代替高圧電源装置用カルバー		
	雪等)及び余震荷重を考慮した場合において、浸水防止	ト原子炉建屋側水密扉の設置並びに海水ポンプ室貫通部		
	機能が十分に保持できる設計とする。	止水処置,原子炉建屋境界貫通部止水処置及び常設代替		
		高圧電源装置用カルバート(立坑部)貫通部止水処置を		
		実施する設計とする。		
		また、重大事故等対処施設の浸水防止設備として、設		【51条25】
		計基準対象施設の浸水防止設備に加え, 緊急用海水ポン		
		プ点検用開口部浸水防止蓋, 緊急用海水ポンプ室人員用		
		開口部浸水防止蓋,格納容器圧力逃がし装置格納槽点検		
		用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハ		
		ッチ及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密		
		ハッチを設置する設計とする。		
		<中略>		
	第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様	【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備		
	(18) 緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋		工事の計画の「緊急用	
	種 類 浸水防止蓋		海水ポンプ点検用開口	
	材料ステンレス鋼	変 史 前 変 史 俊	部浸水防止蓋」は、個	
	個 数 1	名 終急用海水ボンア点検用	数1を示すものであり、	
		州 <u>口部技术防止基</u> ⁴ 1	設置変更許可申請書	
		和 報 一 技术防止益	(本文)の「個数1」と	
		/2 τ mm 2740 **	整合している。	
		安 積 1000 6720年	工事の計画の図	
		d 1/2 5 m M2 ⁴¹	(3)(ii)a-®は,設置	
		**** スキンプシート # さ m - 12.0***	変更許可申請書(本 文)の以(3)(ii)a-8)と	
		54 % - SUSS04	ス) の <u>(3)(1)a-8</u> と 同義であり整合してい	
		A W N	る。	
		※5日前水ポンプドット		
		取 成 正 床 一 用		
		遊 液 水 切 場 ト の ー		
		部 歳 水 15 製 上 の _		
		配意が必要な高さ		
		作品 *1: 内部浸水防護政権と兼用する。 *2: 公科科を示す。		
		*3:内郭浸木紡裝款備に使用する場合の配敷平項。		
		\$\text{7(3) (ii) a-\bigsets}\$		

設置変更許可申請書(本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
	10. 6. 1. 2. 3 主要設備	1.3 津波防護対策		
緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋図(3)(ii)a-	(15) 緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋	(3) 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に		
⑨ (「ヌ(3)(ii)b. 内部溢水に対する防護設備」と兼	緊急用海水ポンプ室人員用開口部から浸水防護重点化	対処するために必要な機能への影響防止 (内郭防護)		
用)	範囲への溢水及び津波の流入を防止し、津波防護対象設	a. 基準津波による影響防止		
個 数 1	備(津波防護施設、浸水防止設備、津波監視設備及び非	(b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策		
	常用取水設備を除く。)が機能喪失しない設計とするた	<中略>		
	め、緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋を設置	評価の結果,浸水防護重点化範囲への浸水の可能性の		【6条26】
		ある経路, 浸水口が特定されたことから, 地震による設		
	計においては、基準地震動Ssによる地震力に対して浸水	備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための設計基		
	防止機能が十分に保持できるように設計する。また、溢	準対象施設の浸水防止設備として、海水ポンプ室ケーブ		
	水による静水圧として作用する荷重、その他自然条件	ル点検口浸水防止蓋,常設代替高圧電源装置用カルバー		
	(積雪等)及び余震荷重を考慮した場合において,浸水	ト原子炉建屋側水密扉の設置並びに海水ポンプ室貫通部		
	防止機能が十分に保持できる設計とする。	止水処置,原子炉建屋境界貫通部止水処置及び常設代替		
		高圧電源装置用カルバート(立坑部)貫通部止水処置を		
		実施する設計とする。		
		また、重大事故等対処施設の浸水防止設備として、設		【51条25】
		計基準対象施設の浸水防止設備に加え、緊急用海水ポン		
		プ点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプ室人員用		
		開口部浸水防止蓋、格納容器圧力逃がし装置格納槽点検		
		用水密ハッチ,常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密		
		ツケ及い市政以上に管任が未恰納情り版空がノノ用小名 ハッチを設置する設計とする。		
		ハックを成直りる政司とする。 		
	第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様			
	(19) 緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋	【汉小奶暖爬取】(安日双) 1. / 种汉小奶暖取佣	工事の計画の「緊急用	
	種 類 逆流防止蓋		海水ポンプ室人員用開	
	材 料 ステンレス鋼	菱型 前 菱型 後	口部浸水防止蓋」は、	
	個数 1		個数1を示すものであ	
		名 科 期口部浸水防止者。	り,設置変更許可申請	
		強 海 一 使水炭止姜	書(本文)の「個数1」	
		/: ℃ m 1370*2	と整合している。	
		7 4		
		要 被 1370年	工事の計画の図	
		√ 14 ≜ mm 160*c	(3)(ii)a-⑨は, 設置	
		スキンプレート厚さ mm - 10.0 ⁴⁶	変更許可申請書 (本	
			文) の (3) (ii) a- ⑨ と	
		No. 100 No. 10	同義であり整合してい	
			る。	
		取 設 望 末 一 薬急用資水ポンプピット		
		(d 10, 8, (0) n		
		" 微水 坊 暢 ト の ー		
		作品 *1: 内郵股水防治設備と兼用する。		
		※2:公称植を小す。 ※3:内郷沢水防災政備に使用する場合の急減す項。		
		全可:自然技术的规模图形10月子の基础的。		
		7(2) (;;) _ Ø		
		\$\forall (3) (ii) a-\begin{center} \]		

設置変更許可申請書(本文) 設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項 整合性	備考
設置変更許可申請書(添付書類八) 該当事項 10.6.1.2.3 主要取備 (12.3.1.2.3 主要取備 (12.3.3.(ii)	,	備 考 [51条25]

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
成但及文計刊中前首(學文)	以但及失訂刊中語音(你们)音频八)或一字項	大学 1 1 1 1 1 1 1 1 1	光 日 注	VIB 45

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項 整 合 性	備考
常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ (「ヌ(3)(ii)b内部溢水に対する防護設備」と兼 用) 個 数 1	常設低圧代替注水系格納槽点検用開口部から浸水防護 重点化範囲への溢水及び津波の流入を防止し,津波防護 対象設備(津波防護施設,浸水防止設備,津波監視設備 及び非常用取水設備を除く。)が機能喪失しない設計とす るため,常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチを 設置する。常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ の設計においては,基準地震動Ssによる地震力に対して 浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。ま	1.3 津波防護対策 (3) 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止(内郭防護) a. 基準津波による影響防止 (b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 <中略> また,重大事故等対処施設の浸水防止設備として,設計基準対象施設の浸水防止設備に加え,緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋,緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋,格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ,常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチを設置する設計とする。 <中略>	【51条25】
	第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様 (21) 常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハッチ 種 類 水密ハッチ 材 料 炭素鋼 個 数 1	「浸水防護施設」(要目表) 1. 外郭浸水防護設備	気の青

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ図(3)(ii)a-2回(「又(3)(ii)b.内部溢水に対する防護設備」と兼用)。 (個 数 2	10.6.1.2.3 主要設備 (18) 常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ 常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用開口部から 浸水防護重点化範囲への溢水及び津波の流入を防止し、 津波防護対象設備(津波防護施設、浸水防止設備,津波 監視設備及び非常用取水設備を除く。)が機能喪失しない 設計とするため、常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチを設置する。常設低圧代替注水系格納槽 可搬型ポンプ用水密ハッチの設計においては、基準地震 動いいたがしまりに対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計する。また、溢水による静水圧として作用する荷重、その他自然条件(積雪等)及び余震荷重を考慮した場合において、浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。 第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様 (22) 常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ 相	1.3 津波防護対策 (3) 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に対処するために必要な機能への影響防止 (内郭防護) a. 基準津波による影響防止 (b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策 〈中略〉 また,重大事故等対処施設の浸水防止設備として,設計基準対象施設の浸水防止設備に加え,緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋,緊急用海水ポンプ室人員用用口部浸水防止蓋,不够批析者溶器圧力必がし装置格納槽点検用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチを設置する設計とする。 〈中略〉 【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備 ② 第	工事の計画の「常設低 医代表 一個数1を 一個数1を 一個数1を 一個数1を 一個数1を 一個数1を 一個数2 一個数2 一個数2 一個数2 一個数2 一個数2 一個数2 一個数2 一個数3 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個 一個	【51条25】

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
_	10.6.1.1.3 主要設備	1.3 津波防護対策		
常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉ス	(14) 常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側			
(3)(ii)a-① (「ヌ(3)(ii)b. 内部溢水に対する防護設	水密扉	対処するために必要な機能への影響防止(内郭防護)		
備」と兼用)	常設代替高圧電源装置用カルバートの立坑部の開口部			
<u>個</u> 数 1	から浸水防護重点化範囲への溢水の流入を防止し、津波			
	防護対象設備(非常用取水設備を除く。)が機能喪失する	<中略>		
	ことのない設計とするため、常設代替高圧電源装置用力	評価の結果,浸水防護重点化範囲への浸水の可能性の		【6条26】
	ルバートの立坑部の開口部に水密扉を設置する。常設代			
	替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側水密扉の設計	備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための設計基		
	においては、基準地震動Ssによる地震力に対して浸水防	準対象施設の浸水防止設備として、海水ポンプ室ケーブ		
	上機能が十分に保持できるように設計する。また、溢水になるながによって作用するままれている。	ル点検口浸水防止蓋、常設代替高圧電源装置用カルバー		
	による静水圧として作用する荷重及び余震荷重を考慮し	ト原子炉建屋側水密扉の設置並びに海水ポンプ室貫通部		
	た場合において,浸水防止機能が十分に保持できる設計	止水処置、原子炉建屋境界貫通部止水処置及び常設代替		
	とする。	高圧電源装置用カルバート(立坑部)貫通部止水処置を 実施する設計とする。		
		また、重大事故等対処施設の浸水防止設備として、設		【51条25】
		計基準対象施設の浸水防止設備に加え、緊急用海水ポン		[01,720]
		プ点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプ室人員用		
		開口部浸水防止蓋、格納容器圧力逃がし装置格納槽点検		
		用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハ		
		ッチ及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密		
		ハッチを設置する設計とする。		
		<中略>		
	第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様	【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備		
	(23) 常設代替高圧電源装置用カルバート原子炉建屋側		工事の計画の「常設代	
	水密扉		替高圧電源装置用カル	
	種 類 水密扉	変 光 前 変 光 後	バート原子炉建屋側水	
	材 料 炭素鋼		密扉」は、個数1を示す	
	個数1	全 (株)	ものであり,設置変更	
		福 類 片間含果	許可申請書(本文)の 「個数1」と整合してい	
		<u>ド</u> た て m 3140**	る。	
			工事の計画の以(3)(ii)	
		校 庫 - 505304	a-13は,設置変更許可	
		\$1 E 44 - \$18304	申請書 (本文) の(3) (ii)a-13と同義であり	
		表	整合している。	
		TA 常設代替為巴電視藝度用		
		行 設 図 1k − カルバート (立済部) EL 2.70 n		
		質済水防藻トの		
		済水防海上の		
		配連が必要な高さ		
		注記 *1: 内部設水防波設備と兼用する。 *2:公務業を示す。		
		en . 由创造表情不多做。由用小人媒介的造成者		
		ヌ(3) (ii) a-Ū		

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
原子炉建屋原子炉棟水密扉 個 数 1	10.6.1.3.3 主要設備 (14) 原子炉建屋原子炉棟水密扉,原子炉建屋付属棟北 側水密扉1,原子炉建屋付属棟北側水密扉2,原子炉建屋			
	付属棟東側水密扉,原子炉建屋付属棟南側水密扉及び原 子炉建屋付属棟西側水密扉 原子炉建屋1階外壁の扉等の開口部から原子炉建屋内に	b. 敷地に遡上する津波に対する防護対象設備を内包する建屋及び区画への浸水防止(外郭防護1) (a) 遡上波の地上部からの流入の防止		
	敷地に遡上する津波及び溢水が地上部から流入すること を防止し,原子炉建屋に内包する敷地に遡上する津波に	防潮堤外側及び防潮堤内側の遡上波に対し,敷地に遡上する津波に対する防護対象設備(貯留堰及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画への地上部からの到		【54条18】
	きるように設計する。 敷地に遡上する津波の地上部からの流入に対する入力 津波については、原子炉建屋外壁近傍に設定した評価点	評価の結果、敷地に遡上する津波は、防潮堤を越流し地上部から防護対象の建屋及び区画に到達するため、敷地に遡上する津波に対する防護対象設備(貯留堰及び取水構造物を除く。)を内包する建屋又は区画(常設代替高圧電源装置置場(西側淡水貯水設備、高所東側接続口、高所西側接続口、西側SA立坑、東側DB立坑、軽油貯		【54条19】
	水深の重畳を考慮する。また、その他自然条件(積雪、	側水密扉,原子炉建屋付属棟南側水密扉,原子炉建屋付 属棟北側水密扉1及び原子炉建屋付属棟北側水密扉2(以		
		また、浸水防止設備として、原子炉建屋水密扉、緊急 用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポン プ室人員用開口部浸水防止蓋、格納容器圧力逃がし装置 格納槽点検用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽点 検用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポン プ用水密ハッチ、常設代替高圧電源装置用カルバート原 子炉建屋側水密扉を設置する。 原子炉建屋1階の貫通部及び常設代替高圧電源装置用カ ルバート(立坑部)の地下1階床面貫通部に対しては止水 処置を実施する。		【54条20】
		敷地に遡上する津波に対する防護対象設備(貯留堰及び取水構造物を除く。)を内包する建屋及び区画のうち、T.P. +11 m以上の標高の敷地に設置する常設代替高圧電源装置置場(西側淡水貯水設備,高所東側接続口,高所西側接続口,西側SA立坑,東側DB立坑,軽油貯蔵タンクを含む。),緊急時対策所建屋及び可搬型重大事故等対処設備保管場所(西側)及び可搬型重大事故等対処設備保管場所(南側)は、敷地に遡上する津波による遡上波が地上部から到達,流入しない十分高い場所に設置する設計とする。		【54条21】

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備	考
	第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様	【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備			
原子炉建屋付属棟東側水密扉	(25) 原子炉建屋付属棟東側水密扉	100	_ 工事の計画の「原子炉		
個数1	種 類 水密扉	変更 彩 変更 後	建屋付属棟東側水密		
	材 料 炭素鋼		扉」は,個数1を示すも		
	個 数 1	名 称 原子如是坚任属律束侧水密亚	. 切 (めり, 取 直及 火 川		
		和 西 — 片形eal	可申請書(本文)の		
		T .	─ 「個数1」と整合してい		
		工 た て m 3025**	る。		
		· [化	ヌ(3)(ii)a-15について		
		H # 44 - 508301	は、設置変更許可申請		
		来 志 - SUS201	書(本文)において		
		系 総 名 — — — — — — — — — — — — — — — — — —	「a. 津波に対する防護 設備」と「b. 内部溢水		
		# C 标准设计系统	に対する防護設備」と		
		収 数 産 平 − EL.8.20 m	の兼用はなく、工事の		
		質ながし返上の	計画においては「1.		
		遊水 助 選 上 の _	外郭浸水防護設備」と		
		配 底 が 必 要 な 高 さ注記 *1:內部級水防速設備上採用する。	」 「2. 内郭浸水防護設		
		*2: 公称情色示す。	備」の兼用を記載して		
		*3: 内京校木紡濃設備に使用する場合の完載事項。	おり整合している。		
		\$\forall (3) (ii) a-\bar{1}\$			
原子炉建屋付属棟西側水密扉	第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様 (26) 原子炉建屋付属棟西側水密扉	【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備	工事の計画の「原子炉		
原子炉) 建全的属保 四侧小	(20) <u>原于炉建室竹属保四側水電扉</u> 種 類 水密扉		工事の計画の「原子炉 建屋付属棟西側水密		
)H	材料炭素鋼	发 更 前	扉」は、個数1を示すも		
	個 数 1	名 称 原子的往回付属领所但本签属	のであり、設置変更許		
		和 類 一 が開き扉	可申請書(本文)の		
		+ x 7 mm 1540*-	─ 「個数1」と整合してい		
		1 (m 1005**			
		材 〒	ヌ(3)(ii)a-16については、設置変更許可申請		
		21 2: 14 - 55400	書(本文)において		
		系 於 名 _	「a. 津波に対する防護 設備」と「b. 内部溢水		
		(2 イン 名) 原が連続()Mik	に対する防護設備」と		
		及 資	の兼用はなく、工事の		
		智 水 筋 跨 上 の 質 区 内 番 子	計画においては「1.		
		所 遊 木 勝 幾 日 の 一 転 値 が 必 実 な 高 さ	外郭浸水防護設備」と		
		所 種 か な 友 な 商 さ 注記 申1:内部級水防張斯と兼用する。 中2:公保証を示す。	」 「2. 内郭浸水防護設 備」の兼用を記載して		
		**2: 公保値を示す。 *3: 内部浸水防瓜液解に使用する場合の起或事項。	おり整合している。		
		マットアを中国小田の東京には、14.7.1.7.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2	40 / TEU O C (O)		
		x(3)(ii)a-16			

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備	考
	第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様	【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備			
原子炉建屋付属棟南側水密扉	(27) 原子炉建屋付属棟南側水密扉	970 St. 30 St. 30 St.	工事の計画の「原子炉		
個 数 1	種 類 水密扉	変页前 変页省	建屋付属棟南側水密		
	材 料 炭素鋼		扉」は、個数1を示すも		
	個 数 1	名 称 原子炉建座付延束的切水室原料	のであり,設置変更許		
		NA NA HERONA	可申請書(本文)の		
			「個数1」と整合してい		
		た て m 2345***	る。		
		· J - 横 - max - 1530 ^{A2}			
		16 Mi tiz S\$400	ヌ(3)(ii)a-⑰について は、設置変更許可申請		
			書(本文)において		
		新 之	「a. 津波に対する防護		
		新 (ラ イ ン を) -	設備」と「b. 内部溢水		
		取 及 B 水 原子伊廷取付原献 EL 8.20 m	に対する防護設備」と の兼用はなく,工事の		
		位 水 防 長 1: の	計画においては「1.		
		部 並 木 坊 鎌 上 の	外郭浸水防護設備」と		
		起塞が必要な高さ	「2. 内郭浸水防護設		
		注: *1: 为当股大防迅速信息兼理主心。 *2: 公和核本示字。	備」の兼用を記載して		
		#3:内神経炎以為解疫衛に使用・十る場合の常治破事項。	おり整合している。		
		\$\forall (3) (ii) a-17			
	第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様				
 原子炉建屋付属棟北側水密扉 1	(28) 原子炉建屋付属棟北側水密扉 1	【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備	工事の計画の「原子炉		
個数 1	種類 水密扉		建屋付属棟北側水密扉		
	材 料 炭素鋼	変 足 前 変 ガ 後	1」は、個数1を示すも		
	個数1	原子亦使因付属城	のであり、設置変更許		
		名 本 本 生間水密屋 1**	可申請書(本文)の		
		年 第 万 間 き草	「個数1」と整合している。		
		# # C mm 2040**			
		寸 以 填 iii 1030***	又(3)(ii)a-18について		
		H 51 8100	は、設置変更許可申請書(本文)において		
		85 E M - SS000	「a. 津波に対する防護		
			設備」と「b. 内部溢水		
		* (? 1 × 2)	に対する防護設備」と		
		取 成 復 未 原子原建四付原始 101.8.20 m	の兼用はなく,工事の 計画においては「1.		
		何 復 水 物 製 上 の _	外郭浸水防護設備」と		
		(明 線 水 坊 瀬 上 の)	「2. 内郭浸水防護設		
		動 変 が 必 要 な ね さ 注記 ※1:内部最大時間取倫と兼用する。	備」の兼用を記載して		
		*2:公称恒老示士。	おり整合している。		
		#3:内の過水防洗液備に使用する場合の記載事項。			
		ӯ(3) (ii) а−®			

設置変更許可申請書(本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備	考
原子炉建屋付属棟北側水密扉2個 数 1	第10.6—1表 浸水防護設備主要機器仕樣 (29) 原子炉建屋付属棟北側水密扉 2 種 類 水密扉 材 料 炭素鋼 個 数 1	【浸水防護施設】(要目表) 1. 外郭浸水防護設備 ※ 株	工事の計画の「原子炉建屋付属体化側水であり、原子炉建屋付属(個数1を示すものであり、設置文)であり、設置文)であり、設立、設立、は、設立、は、設置で、は、対するのでは、は、対するのでは、は、対するのでは、は、対するのでは、は、対するのでは、は、対するのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	VITS	
防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置 (防潮堤及び防潮扉の地下部の貫通部の止水処置を示す。). 個 数 一式	10.6.1.1.3 主要設備 (15) 防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置 津波が防潮堤及び防潮扉下部貫通部から津波防護対象 設備(非常用取水設備を除く。)の設置された敷地に流入 することを防止し、津波防護対象設備(非常用取水設備 を除く。)が機能喪失することのない設計とするため、防 潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置を実施する。 防潮 堤及び防潮扉下部貫通部止水処置の設計においては、基 準地震動Ssによる地震力に対して浸水防止機能が十分に 保持できるように設計する。また、浸水時の波圧等に対 する耐性を評価し、入力津波に対して浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。設計に当たっては、地震 (余震)との組合せを適切に考慮する。 第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様 (30) 防潮堤及び防潮扉下部貫通部止水処置 種類 貫通部止水 材料 シール材 個 数 一式	1.3 津波防護対策 (1) 敷地への浸水防止 (外郭防護1) a. 基準津波に対する敷地への浸水防止 (外郭防護1) (b) 取水路,放水路等の経路からの津波の流入防止 <中略> 評価の結果,流入する可能性のある経路が特定されたことから,基準津波に対する津波防護対象設備 (非常用取水設備を除く。)を内包する建屋又は区画の設置された敷地並びに建屋及び区画への流入を防止するため,津波防護施設として放水路ゲート及び構内排水路逆流防止設備を設置するとともに、浸水防止設備として取水路点検用開口部浸水防止蓋,海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁,取水ピット空気抜き配管逆止弁,放水路ゲート点検用開口部浸水防止蓋,SA用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋,緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋,緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋,緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋,緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止 (上半)の設置並びに防潮堤及び防潮扉下部貫通部の止水処置を実施する設計とする。	及び防潮扉下部貫通部 止水処置」は、個数一 式を示すものであり、 設置変更許可申請書 (本文)の「個数一	【6条19】 【51条18】	

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
	10.6.1.1.3 主要設備	1.3 津波防護対策		
海水ポンプ室貫通部止水処置ヌ(3)(ii)a-20 (「ヌ(3)(ii)	(16) 海水ポンプ室貫通部止水処置	(3) 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に		
b. 内部溢水に対する防護設備」と兼用)	地震による循環水ポンプ室内の循環水系配管の損傷に	対処するために必要な機能への影響防止 (内郭防護)		
個 数 一式	伴い溢水する保有水及び損傷箇所を介して流入する津波	a. 基準津波による影響防止		
	が、浸水防護重点化範囲である海水ポンプ室に流入する	(b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策	工事の計画の「海水ポ	
	ことを防止し、津波防護対象設備(非常用取水設備を除	<中略>	ンプ室貫通部止水処	
	く。) が機能喪失することのない設計とするため, 海水ポ	評価の結果、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性の	置」は、個数一式を示	【6条26】
	ンプ室の浸水経路となりえる貫通口に貫通部止水処置を	ある経路,浸水口が特定されたことから,地震による設	すものであり,設置変	
	実施する。 <u>海水ポンプ室貫通部止水処置</u> の設計において	備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための設計基	更許可申請書(本文)	
	は、基準地震動Ssによる地震力に対して浸水防止機能が	準対象施設の浸水防止設備として,海水ポンプ室ケーブ	の「個数一式」と整合	
	十分に保持できるように設計する。また、溢水による静	ル点検口浸水防止蓋、常設代替高圧電源装置用カルバー	している。	
	水圧として作用する荷重及び余震荷重を考慮した場合に	ト原子炉建屋側水密扉の設置並びに海水ポンプ室貫通部		
	おいて、浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。	止水処置,原子炉建屋境界貫通部止水処置及び常設代替	「海水ポンプ室貫通部	
		高圧電源装置用カルバート(立坑部)貫通部止水処置を	止水処置」は、設置変	
	第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様	実施する設計とする。	更許可申請書(本文)	
	(31) 海水ポンプ室貫通部止水処置	また、重大事故等対処施設の浸水防止設備として、設	における図(3)(ii)a-20	【51条25】
	種 類 貫通部止水	計基準対象施設の浸水防止設備に加え、緊急用海水ポン	を工事の計画における	
	材 料 シール材	プ点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプ室人員用		
	個 数 一式	開口部浸水防止蓋、格納容器圧力逃がし装置格納槽点検	水防護施設」のうち	
		用水密ハッチ、常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハ	「基本設計方針」に整	
		ッチ及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密	理しており整合してい	
		ハッチを設置する設計とする。	る。	
		<中略>		
	10.6.1.1.3 主要設備	1.3 津波防護対策		
原子炉建屋境界貫通部止水処置又(3)(ii)a-② (「又	10.0.1.1.13 主安成備 (17) 原子炉建屋境界貫通部止水処置	(3) 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に	工事の計画の「原子炉	
(3)(ii)b. 内部溢水に対する防護設備」と兼用)	イバー 原子炉建産現外負担のエホル直 タービン建屋及び非常用海水系配管カルバートと隣接	対処するために必要な機能への影響防止(内郭防護)	建屋境界貫通部止水処	
到 数 一式	する原子炉建屋地下階の貫通部から浸水防護重点化範囲	a. 基準津波による影響防止	置 は、個数一式を示し	
g	への溢水及び津波の流入を防止し、津波防護対象設備	(b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策	直」は、個数 八を小 すものであり、設置変	
	(非常用取水設備を除く。) が機能喪失することのない設	(の) 技术的設里点に配置の現外における技术対象	更許可申請書(本文)	
	計とするため、原子炉建屋境界の貫通部に止水処置を実	評価の結果、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性の	2 THE T PROPERTY	【6条26】
	前とするため、原子炉建屋境外の負週部に正小処置を実 施する。原子炉建屋境界貫通部止水処置の設計において			[0末20]
	ール・3。 <u>原子炉煙座現外員畑部エ水処</u> の設計においては、基準地震動Ssによる地震力に対して浸水防止機能が	備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための設計基	C(1,2°	
	十分に保持できるように設計する。また、溢水による静	準対象施設の浸水防止設備として、海水ポンプ室ケーブ	「原子炉建屋境界貫通	
	木圧として作用する荷重及び余震荷重を考慮した場合に	中州家旭設の侵外的正設備として、海ボホンノ至ケーノル点検口浸水防止蓋、常設代替高圧電源装置用カルバー	部止水処置 は、設置	
	おいて、浸水防止機能が十分に保持できる設計とする。	ト原子炉建屋側水密扉の設置並びに海水ポンプ室貫通部 ・原子炉建屋側水密扉の設置並びに海水ポンプ室貫通部		
	40~~、1文小例正1次配が「刀に体行(さる取引とする。	上水処置、原子炉建屋境界貫通部止水処置及び常設代替	文) における x(3)(ii)	
		高圧電ル生産用カルバート(立tn ※) 自由※正元加書を		
	第10.6-1表 浸水防雜設備主更機哭什样	高圧電源装置用カルバート(立坑部)貫通部止水処置を 実施する設計とする		
	第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様 (32) 原子恒建层增累貫通訊止水処置	実施する設計とする。	ける主たる登録として	【51冬95】
	(32) 原子炉建屋境界貫通部止水処置	実施する設計とする。 また,重大事故等対処施設の浸水防止設備として,設	ける主たる登録として 「浸水防護施設」のう	【51条25】
	(32) <u>原子炉建屋境界貫通部止水処置</u> 種 類 貫通部止水	実施する設計とする。 また,重大事故等対処施設の浸水防止設備として,設 計基準対象施設の浸水防止設備に加え,緊急用海水ポン	ける主たる登録として 「浸水防護施設」のう ち「基本設計方針」に	【51条25】
	(32) 原子炉建屋境界貫通部止水処置 種 類 貫通部止水 材 料 シール材	実施する設計とする。 また,重大事故等対処施設の浸水防止設備として,設計基準対象施設の浸水防止設備に加え,緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋,緊急用海水ポンプ室人員用	ける主たる登録として 「浸水防護施設」のう ち「基本設計方針」に 整理しており整合して	【51条25】
	(32) <u>原子炉建屋境界貫通部止水処置</u> 種 類 貫通部止水	実施する設計とする。 また,重大事故等対処施設の浸水防止設備として,設計基準対象施設の浸水防止設備に加え,緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋,緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋,格納容器圧力逃がし装置格納槽点検	ける主たる登録として 「浸水防護施設」のう ち「基本設計方針」に 整理しており整合して	【51条25】
	(32) 原子炉建屋境界貫通部止水処置 種 類 貫通部止水 材 料 シール材	実施する設計とする。 また,重大事故等対処施設の浸水防止設備として,設計基準対象施設の浸水防止設備に加え,緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋,緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋,格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ,常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハ	ける主たる登録として 「浸水防護施設」のう ち「基本設計方針」に 整理しており整合して	【51条25】
	(32) 原子炉建屋境界貫通部止水処置 種 類 貫通部止水 材 料 シール材	実施する設計とする。 また,重大事故等対処施設の浸水防止設備として,設計基準対象施設の浸水防止設備に加え,緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋,緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋,格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ,常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ッチ及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密	ける主たる登録として 「浸水防護施設」のう ち「基本設計方針」に 整理しており整合して	【51条25】
	(32) 原子炉建屋境界貫通部止水処置 種 類 貫通部止水 材 料 シール材	実施する設計とする。 また,重大事故等対処施設の浸水防止設備として,設計基準対象施設の浸水防止設備に加え,緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋,緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋,格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ,常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハ	ける主たる登録として 「浸水防護施設」のう ち「基本設計方針」に 整理しており整合して	【51条25】

設置変更許可申請書(本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備 考
双巨多类计划中明音(个 人)	10.6.1.1.3 主要設備	1.3 津波防護対策	2011年	畑 与
常設代替高圧電源装置用カルバート(立坑部)貫通部止	10.0.1.1.13 王安成 (18) 常設代替高圧電源装置用カルバート(立坑部)貫	1.3 伊夜の暖れ水 (3) 津波による溢水の重要な安全機能及び重大事故等に	工事の計画の「常設代	
水処置又(3)(ii)a-② (「又(3)(ii)b. 内部溢水に対する	通部止水処置	対処するために必要な機能への影響防止 (内郭防護)		
防護設備」と兼用)	増加工がた 常設代替高圧電源装置用カルバートの立坑部の貫通部	a. 基準津波による影響防止	バート(立坑部)貫通	
個数 一式	から浸水防護重点化範囲への溢水及び津波の流入を防止	(b) 浸水防護重点化範囲の境界における浸水対策	部止水処置」は、個数	
<u>M</u>	し、津波防護対象設備(非常用取水設備を除く。)が機能	(b) 技术的设置然后配置。25000000000000000000000000000000000000	一式を示すものであ	
	要失することない設計とするため、常設代替高圧電源装	評価の結果、浸水防護重点化範囲への浸水の可能性の	り,設置変更許可申請	【6条26】
	置用カルバートの立坑部の貫通部に止水処置を実施す	ある経路、浸水口が特定されたことから、地震による設	,	10,201
	る。常設代替高圧電源装置用カルバート(立坑部)貫通	備の損傷箇所からの津波の流入を防止するための設計基	式」と整合している。	
	部止水処置の設計においては、基準地震動Ssによる地震	準対象施設の浸水防止設備として、海水ポンプ室ケーブ	20 と垂日している。	
	<u>市正小処置</u> の設計においては、歴年地展勤る8による地展 力に対して浸水防止機能が十分に保持できるように設計	中外家地域の投水的正成備として、 海ボホンク重ケーク ル点検口浸水防止蓋、常設代替高圧電源装置用カルバー	 「常設代替高圧電源装	
	する。また、溢水による静水圧として作用する荷重及び	ト原子炉建屋側水密扉の設置並びに海水ポンプ室貫通部	置用カルバート(立坑	
	余震荷重を考慮した場合において、浸水防止機能が十分		部)貫通部止水処置	
	示展何里を考慮した場合において、 夜小奶工機能が「分」に保持できる設計とする。	正水処直, 原丁炉建産境外負囲市正水処直及の <u>市設下省</u> 高圧電源装置用カルバート(立坑部)貫通部止水処置を	は、設置変更許可申請	
	に体行できる政司とする。	同圧电源表直用スルバート (立丸部) 貞通部立水延直を 実施する設計とする。	書(本文)における図	
	第10.6-1表 浸水防護設備主要機器仕様	実施する政司とする。 また、重大事故等対処施設の浸水防止設備として、設	(3)(ii)a-②を工事の	【51条25】
	(33) 常設代替高圧電源装置用カルバート(立坑部)貫	計基準対象施設の浸水防止設備に加え、緊急用海水ポン	計画における主たる登	[51末25]
	(33)	プ点検用開口部浸水防止蓋、緊急用海水ポンプ室人員用	録として「浸水防護施	
	<u>一面印工小尺目</u>	別口部浸水防止蓋、格納容器圧力逃がし装置格納槽点検	設しのうち「基本設計」	
	性	用口部侵小切止益,俗納谷益圧力延がし表直俗納僧点使 用水密ハッチ,常設低圧代替注水系格納槽点検用水密ハ	方針 に整理しており	
	個数一式	用小電パック 「電視性工程性が示格的情点使用小電パー ッチ及び常設低圧代替注水系格納槽可搬型ポンプ用水密		
	10 数 二八	ツケ及い市政仏圧八管住が未俗納僧可飯空ホンノ用小名 ハッチを設置する設計とする。	登古している。	
		ハツブを放直する政計とする。 マ中略>		
	10.6.2 内部溢水に対する防護設備	2. 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防		
	10.6.2.1 概 要	此		
b. 内部溢水に対する防護設備		2.1 溢水防護等の基本方針		
ヌ(3)(ii)b-①安全施設は,発電用原子炉施設内におけ	発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合にお	ヌ(3)(ii)b-①設計基準対象施設が,発電用原子炉施設	工事の計画の以(3)(ii)	【12条1】
る溢水が発生した場合においても, 安全機能を損なわな	いても, 施設内に設ける壁, 扉, 堰等の浸水防護設備に	内における溢水が発生した場合においても、その安全性	b-①の「設計基準対象	
い設計とする。	より、溢水防護対象設備が、その安全機能を損なわない	を損なうおそれがない設計とする。	施設」は、設置変更許	
	<u>設計とする。</u>		可申請書(本文)の図	
			(3) (ii) b-①の「安全	
			施設」を含んでおり、	
			同義であり整合してい	
			る。	
そのために、 x(3)(ii)b-②発電用原子炉施設内に設置	10.6.2.2 設計方針	そのために、x(3)(ii)b-②溢水防護に係る設計時に発	工事の計画のx(3)(ii)	
された機器及び配管の破損(地震起因を含む。),消火系	浸水防護設備は、以下の方針で設計する。	電用原子炉施設内で発生が想定される溢水の影響を評価	b-②は,設置変更許可	
統等の作動又は使用済燃料プール等のスロッシングによ	(1) 浸水防止堰は、溢水により発生する水位や水圧に対	(以下「溢水評価」という。) し, 運転状態にある場合は	申請書(本文)の又(3)	
る溢水が発生した場合においても, <a>[x(3)(ii)b-3]発電用	して流入防止機能が維持できるとともに、基準地震動Ss	発電用原子炉施設内における溢水が発生した場合におい	(ii)b-②を含んでおり	
原子炉施設内における壁、扉、堰等により、溢水防護対	による地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷	ても, x(3)(ii)b-③原子炉を高温停止及び,引き続き低	整合している。	
象設備が安全機能を損なわない設計とする。また,使用	重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計と	温停止することができ、並びに放射性物質の閉じ込め機		
済燃料プールの冷却機能及び使用済燃料プールへの給水	する。また、浸水防止堰の高さは、溢水水位に対して裕	能を維持できる設計とする。また、停止状態にある場合		
機能を維持できる設計とする。	度を確保する設計とする。	は、引き続きその状態を維持できる設計とする。さらに		
	(2) 水密扉は、溢水により発生する水位や水圧に対して	使用済燃料プールにおいては、使用済燃料プールの冷却		
	流入防止機能が維持できるとともに、基準地震動Ssに	機能及び使用済燃料プールへの給水機能を維持できる設		
	よる地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重	計とする。		

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備
ACIDA CONTRACTOR OF THE CONTRA	や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。 (3) (1)~(2)以外の浸水防護設備についても、溢水により発生する水位や水圧に対して流入防止機能が維持できるとともに、基準地震動Ssによる地震力等の溢水の要因となる事象に伴い生じる荷重や環境に対して必要な当該機能が損なわれない設計とする。	「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」を踏まえ、溢水により発生し得る原子炉外乱及び溢水の原因となり得る原子炉外乱を抽出し、主給水流量喪失、原子炉冷却材喪失等の運転時の異常な過渡変化又は	工事の計画の図(3)(ii) b-③は、設置変更許可申請書(本文)の図(3) (ii)b-③を具体的に記	【12条2】
		その機能を損なうおそれがない設計)とする。 溢水影響に対し防護すべき設備(以下「防護すべき設備」という。)として溢水防護対象設備及び重大事故等対		【12条3-1】
		処設備を設定する。 なお、施設定期検査時については、使用済燃料プール、原子炉ウェル及びドライヤセパレータプールのスロッシングにより発生する溢水をそれぞれのプール等へ戻すことで、原子炉建屋原子炉棟6階よりも下層階に流下させない設計とし、原子炉建屋原子炉棟6階よりも下層階に設置される防護すべき設備がその機能を損なうおそれがない設計とする。		【12条3-2】
		発電用原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器、配管その他の設備(ポンプ、弁、使用済燃料プール、サイトバンカプール、原子炉ウェル、ドライヤセパレータプール)から放射性物質を含む液体があふれ出るおそれがある場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止する設計とする。		【12条4】
		溢水評価条件の変更により評価結果が影響を受けないことを確認するために、評価条件変更の都度、溢水評価を実施することとし保安規定に定めて管理する。		【12条5】

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
又(3)(ii)b-④原子炉建屋水密扉		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 [x(3)(ii)b-④]	工事の計画の又(3)(ii)	
個 数 4		2 人類技术的関連衛に係る次の事項	b-④は、設置変更許可 申請書(本文)のx(3)	
		(1) 助水区直将运物の名称、鲜颜。上安十迭、材料及び取补资所	(ii)b-④を具体的に記	
		发更商 发更货	載しており整合してい	
		を	る。	
		N 77 - 77H 75 W	工事の計画の「残留熱	
		± 2	除去系A系ポンプ室水密 扉」,「原子炉隔離時冷	
		12 66 nm 856*	却系室北側水密扉」,	
		析 异 类 55400	「原子炉隔離時冷却系	
		24 25 24 - SS400	室南側水密扉」,「高圧 炉心スプレイ系ポンプ	
			室水密扉」は、それぞ	
		(2 1 2 h)	れ個数1を示すものであ	
		ft 2 E 1x -	り,設置変更許可申請	
		街 海 水 助 製 上 の 以 東 彦 芳	書 (本文) の「個数4」 と整合している。	
		能 水 防 職 上 の 起 紙 水 必 要 な 当 き	こ並且している。	
		December of the Management of		
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備		
		(文 1 数)		
		发更前 後更後		
		名 海 原子阿爾斯特治與東生 北便水器屋		
		新 期 — 万世志庭		
		→ 元 ズ mm 17557		
		寸 : U.		
		材 紅 松 一 \$\$400		
		원 사 저 - 88400		
		形 就 名		
		在 版 度 床 - 原 / (2 建氧原 / 2) (2) (4) (5) (5) (6) (6) (7) (6) (7) (7) (7) (7		
		算 盗 水 房 送 上 の 区 順 業 号		
		海 秋 防 彦 上 の 血薬が 夏 女 直を		
		注記 *:公林镇を示す。		

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 仅(3)(ii)b-④		
		农 光 前		
		本 麻 <u>原子可能健康特別基準</u> 原則改善等		
		新 報 - 片間を冠 主 た て mm 1940*		
		# 1 6₹ ms 855*		
		H III - 88400		
		祭 お 27 - SS400 素 経 名		
		数 (ライン名) 展介伊雄原原介知権		
		医 没 水 筋 器 1:20 — 以 因 多 5		
		京 及 庆 助 醫 L の 企業が必要な li さ		
		· 注: 本: 公物企を示す。		
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 仅(3)(ii)b-④		
		发发前 发发接		
		名 株		
		2		
		上 た て ma 1949 ⁴		
		44 GI 44 - SS100		
		70 - 25 - 14 SS400		
		表 総 治 - 以 (フィンち) - 現ご伊徳県展ご宇禄		
		村 12 本 - EL-1.00 a		
		例 区 水 15 五 上 15 一 元 氷 5 之 更 な 承 5 こ		
		行為: #: 公积恒を分す。	,	

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備		
ヌ(3)(ii)b-⑤溢水拡大防止堰		Я(3) (ii) b−⑤	工事の計画のx(3)(ii)	
個 数 21		意見前 変更後	b-⑤は,設置変更許可	
		名 称 原子原建取属于原建液水	申請書(本文)の又(3) (ii)b-⑤を具体的に記	
		技大助 1481-1.	世紀 世紀 世紀 世紀 世紀 世紀 世紀 世紀	
		At to the second	載してわり登合している。	
		1: 数 mx 300 C! F*	, o	
		豊 高 き mm 300以上*	「溢水拡大防止堰」の	
		M ser s	「個数21」について	
		料 塩 ー 換釜コンクリート	は,添付図面「浸水防	
		系 粒 名	護施設 内郭浸水防護	
		(ライン名) 取 原子が味単原子が種	設備に係る機器の配置	
		ft 是 選 乗 - EL.2.00 n	を明示した図面」によ	
		簡 整 水 坊 連 上 の 一 所 区 肉 番	り確認することがで	
		電水坊幣上の	き、整合している。	
		配慮が必要な高さ 注記 *:18.8.00 *からの高さ。		
		See Marie Control of the Control of		
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備		
		х(3) (ii) b-⑤		
		支送前 变层级		
		名 原子提往原原子便构造水 或大药上规则-2		
		At to -		
		に 度 高 き man 300以上*		
		<u>v</u>		
		ゼ 鬼 ー 鉄道ニンクリート		
		料 塩 - 鉄筋コンクリート		
		系 粒 在		
		(ライン名) 取 原子が途屋原子が棟		
		付 及 国 床 - N. C.		
		微水 防 糖土 の		
		程度が必要な高さ 注記 * :0.2.00 * からの56さ。		

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整 合 性 備 考
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 (3)(ii)b-⑤	
		发更就 发更被 发更被 原介理學原代機能在 成人學生與知治。	
		in tu — In	
		表 1	
		材 四 - 鉄幅コンクリート	
		来 雑 ネ 〈タイン名) 取 E 在物画E Anna	
		付 股 世 末 - EL.2.00 a	
		所 区 所 華 号	
		作品 *: IL 2.00 nからの藝さ。	
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 又(3)(ii)b-⑤	
		名 称 原生把处理由于更纯技术。 这人和中最多时间。	
		# tt - 12	
		主 ラ ラ 数 - 340 以上**	
		M 料 *	
		系 使 名 (フィン名) 取 寮子が確保度が報	
		取 済 国 以 - 頭 道 水 防 豪 ト の _	
		所 区 国 各 号 高 水 阿 額 上 の 型電が必要な点を	
		性症 ゆ : 日、2.00 a からの高さ。	

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事		整合性	備考
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内	郭浸水防護設備 x(3)(ii)b-⑤		
			X(3) (II) 10-@		
		* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	炎 更 後 原子炉建量原子炉槽能水胀人		
		名	位上版上上		
		er. t	11€		
		<u>主</u> 変 高 さ mm 体	300 Et 1.9		
		M W -	依筋コンクリート		
		京 航 名 - (ライン名)			
		版 付数 置 床 一 菌 湯木 坊 数上の	原子が建築原子が株 EL. 8. 20 m		
		所 区 山 番 号 溢 水 紡 淺 上 の			
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内	₹(3)(ii)b-⑤		
			炎 更 後 		
		4 a	が上版 1-2		
		和 無 -	-48		
		章 要	300 EL F.4		
		科 程 —	無筋コンクリート		
		系 粒 名 (ライン名)	-		
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	原子炉进床原子炉槽 618.20 m		
		数 総 木 防 様 上 の 別 一 用 香 身 総 木 防 糖 上 の _	2		
		作 総 が 必 安 な 高 さ 対策 *: 61.8.20 a からの高さ。			
					1

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性 備 考
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備	
		¤(3) (іі) b-⑤	
		金里 发 里 前	
		第 原子师经纪识于师傅德水就大	
		和 類 - 項	
		+ -	
		#	
		材 塩 - 共縮コンクリ・・ト	
		% % C	
		(ライン名) 原代駐庫原介地	
		京代型量原介機	
		創機が必要な高さ	
		※款 ◆: £L.8.20 αからのねさ。	
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 [2(3)(ii)b-⑤]	
		发 见 前 发 见 夜 见 夜 见 夜	
		# # # 15.19 th 2-1 .	
		74 SH SH	
		士 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
		材 ** 鉄管コンクリート	
		* % * _	
		取り、「カイン名」	
		付 選 馬 洗 日 11.11.00m	
		が 区 田 多 号 漁 水 的 製 上 の	
		能信於必要な明 存	
		神器 * : EL 14.00 mからの音楽。	

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性 備 考
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備	
		₹(3) (ii) b-⑤	
		发更前 发星卷	
		第 集 工程型地區(克里姆森斯人 	
		FF 16 16	
		士 豊 茂	
		V	
		**	
		第 就 名 - (フィン名)	
		取 点 展 以 — 原子师廷是原子师報 [1], 14,00 n	
		高 道水防疫上の 別 区 田 各 号	
		能 水 功 擬 ト の 起魔が必要な直さ	
		注記: *: M.14.00 mからの高さ。	
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 [x(3)(ii)b-⑤]	
		g	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		世 第一点 子 北	
		材 種 欧語コンクリート	
		海 	
		(ライン名) 取 (ライン名)	
		付 数 章 朱 一 町. 20.30 m	
		所 版 水 版 糖 上 〇 所 区 頁 番 与	
		海 水 阿 夏 上 の 転慮が必要な高さ	
		注記: #: EL, 20, 30 mからの信ぎ。	

設置変更許可申請書(本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性 備 考
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備	
		\$\forall (3) (ii) b-\overline{\overline	
		爱更新 囊更後	
		名 株	
		m su – ux	
		5	
		対 报	
		来 数 名 (ライン名)	
		段 財 世 未 - 原子が建成原子が様 日 20,30 m	
		放水防 藤 上 の 一 配連が必要な高さ	
		注記 *: 日. 20.30 n からの話さ。	
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 収(3)(ii)b-⑤	
		_ 原子恒经民原子归桃遊水拡大	
		10位(M2-1)。 22 数 - 20	
		⇒ ▼ 寸 ル 300以上**	
		財 現 ー 鉄榴コンクリート	
		※ 競 名 (ライン名)	
		取 原子が建設氏/女校	
		歯 進水粉製上の -	1
		区 面 多 号 佐 水 粉 酒 上 の 色感が必要な言さ	
		在記 か 2 乗 な 10 さ 注記 * : 到 29,90 mからの高さ。	

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整 合 性 備 考
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 x(3)(ii)b-⑤	
		发 更 前	
		名 称 _原子型类原子/使型水池大 尼亚原子/	
		at 5⊌ – t¥	
		芸 男	
		材 WE	
		系 教 名 (ライン名) 図 (ライン名)	
		11.38,80 n	
		所は面所号	
		配頭が必要な高さ 注記 *:E. 級和 nが6の話さ。	
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 仅(3)(ii)b-⑤	
		富 发 前	
		第 原子原在阿原子原始的本拉大 防止戰分子	
		7H 151 - IK	
		東 東 寸 及	
		44 年 熱能コンクリート	
		系 数 名 (ライン名) 取 み 図 医 _ 原代味道原才物理	
		EL 38, 30 a EL 39, 30 a	
		所 区 直 音 方 接 本 切 簿 上 の 配表が必要な寒さ	
		注記 * : 11、38.80 mからの高さ。	

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性 備 考
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備	
		\$\begin{align*} \text{X(3) (ii)} \text{b-(5)} \end{align*}	
		名 称 名	
		編 類 — 基	
		1: 仮筋コンクリート部塞及 mm 400以上**)	
		#	
		法 郵 板 第 バ 5 mm 200以上**	
		材	
		5 14 2	
		(ライン名)	
		取 (4. 10 年) 原子炉建成泉子炉槽 (7. 46. 50 m	
		留部水防護上の一	
		着水匠 版上の	
		型 焼が 必 要 な 高 さ 冷點 ◆1:EL 46.50 a か-5の高さ。	
		*2:鉄筋コンクリート部大幅からの高さ。	
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 [x(3)(ii)b-⑤]	

		名	
		AC 54 - 14	
		1. 鉄瓶コンクリート利高さ mm 400 以上*1	
		要 寸 遊 鯛 根 毎 高 杏 mm 300以上***	
		H 鉄筋コンクリート部 - 鉄筋コンクリート	
		*** *** ***	
		* * * * -	
		取 (ライン名) 取 (((((((((((((((((((
		(4) 配 至 未 ─ 10.,46,50 m	
		世 海 木 万 茂 上 の	
		盤木坊渡上の 起底が必要な所さ	
		江記 *1:日.46.50 mからの思さ。	
		#2:鉄粒コンクリートボ天場からの高さ。	

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性 備 考
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 (3)(ii)b-⑤	
		发 更 前	
		名	
		24 - 34 - 34	
		主 数第コンクリート部系さ mm 400以上ペ	
		※ → 和 板 部 点 さ mm 300以上***	
		材 鉄筋コンクリート部 ー 鉄筋コンクリート	
		**	
		第 権 本 (ラインネ)	
		取 原介的速量原介。被	
		EL. 46, 50 m	
		清 水 防 長 上 の	
		位記 ************************************	
		42. Killi 22.3. Provinces	
		Х(3) (ii) b-(5)	
		发史的 爱更我	
		名 科	
		ME 指 一 JN	
		士 鉄筋コンクリート部高さ 1000 400 以上***	
		22: Ind tol this is non 200 CA 1;*12	
		材 鉄筋コンクリート部 鉄筋コンクリート	
		#- M 42 46 SS400	
		系 旅 名	
		版	
		置級水防護士の	
		所 区 川 赤 号 と 水 坊 連 上 の _	
		新 感 が 必 要 な 高 さ 引 a) **1: EL 46.50 a からの高さ。	
		*2: 教练コンクリート部人紹からの点さ。	

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性 備 考
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 又(3)(ii)b-⑤	
		发 更 前 发 更 後	
		第二 第	
		14 第一 14	
		主 鉄船コンクリート階高さ min 400以上**	
		法 鋼 板 8 馬 さ mm 300以上*1	
		材 鉄筋コンクリート部 鉄筋コンクリート	
		科 報 板 部 88400	
		※ 株 名 (タイン 名) — —	
		取 以	
		質 値 水 形 選 上 の 市 1× 国 等 号	
		遊水販売上の 配度が必要な高さ	
		住記 #1:18. #6.50 nからの高さ。 #2:鉄橋コンクラート和天場からの高さ。	
		**2:映画コンクリート部人がからvhile。	
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備	
		(文 1 名) (
		安更前 发更核	
		9. 斯子如德 <u>尼什</u> 國陳進木杖大	
		柳 類 - 」原	
		要	
		Manual	
		系 就 年 - (フィン名)	
		取	
		所 総 水 防 験 1: の	
		資との多り	
		起車が必要な高さ 料計 * EL. 23.00 mからの76ま。	
		Ormania comunicación de Carlos de Ca	

設置変更許可申請書(本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性	備考
設置変更許可申請書(本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	T事の計画 該当事項 (要目表) 2. 内郭浸水防護設備 又(3)(ii)b-⑥ (要目表) 2. 内郭浸水防護設備 又(3)(ii)b-⑥ (取(3)(ii)b-⑥ (取(4)) (取(4))	整合性 工事の計画の設(ii)b-⑥は、	備考
		立 守 技 点 2 ma 900以上 材 JM - NS 1001 契 施 キ - 取 (つ イ ン 年) - - 取 米 - - - () 日 - - - () 日 - - - () 日 - - - - () 日 - - - - () 日 - - - - - () 日 -		

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性 備 考
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 又(3)(ii)b-⑥	
		食兒的 食兒板	
		名 称 10元后经后边子约城市水板图6元1	
		種 類 - 理	
		式 サ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
		#7 #9 — SS400	
		系 穀 名	
		所 保 水 防 万 上 の 所 区 中 基 5	
		接 水 町 選 1: の	
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 [2(3)(ii)b-⑥	
		章 □ □ 章 □ 曼 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	
		±	
		V.	
		新 被 3 _ SS400	
		版 (ライン名) 版 度 版 - 原子が足原の子が戦 は 度 版 - 原 ルー	
		国 徳 水 店 喜 上 の 所 区 国 多 方 盤 水 店 襲 上 の 起度が必要な指さ	
		辞書 本: EL 2.00 mからの高さ。	

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性 備 考
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設	備
		又(3)(ii)b	<u> (6)</u>
		名 排 原子处理原子如果用	
		66 第 第	
		200 EUL*	
		材 お - SS400	
			
		行 版 世 球 ─ □ 11.2.00 n	PHK
		置 盤木 6 後上 22 所 区 貞 載 ち	
		海 水 坊 源 上 の	
		注記 *:10,2,00 *カウの石は、	
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設	<i>は</i>
		文(3)(ii)k	ин р- <u>(6)</u>
		金里卷	
		条 海 原子如韓尼亚子如採也	<u>攻極型_1</u>
		7f 5i - 3k	
		上 寸 寸 以	
		#7 JE SS400	
		京 就 名	
		取 付 数 営 末 - 原が建築派付 EL.2.00 m	
		低 海水 坊 返上 の 所 区 山 鼻 号 盤 水 坊 懐 ト の	
		版 水 め 版 F の 配 値 水 必要 な 高 を 注記 * EL 2.00 重からの 信告。	
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性 備 考
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備	
		ヌ(3)(ii)b-⑥	
		工工工工工工工工 发页前 发页核	
		年 称 现在中华四周(如中山水椒 2 1	
		₩ W	
		表	
		主 文 (計 (計	
		14d 18f SS400	
		£ \$ 10.	
		(サイン名) (フィン名) (フィー・ロー) (ロー) (ロー) (ロー) (ロー) (ロー) (ロー) (ロー) (
		付 版 E 水 - E E 14,00 u	
		所 能水防糖上の 所 区 別 清 号	
		海 水 防 長 上 の 起慮が必要な高さ	
		注熱 *: EL 14.00 mからの行き。	
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備	
		X(3) (ii) b-6	
		数 以 前	
		株 オ - 1式()を変要が1年代が421 -	
		立	
		村 1頁 - 55400	
		*	
		男 施 名 (ラインキ)	
		版 版 版 版 解子短珠 (10,20,30 m	
		質 は 木 坊 険 上 の ム 面 赤 岑	
		微水防ルトの	
		6. 虚が必要を高さ (社2 *: E. 20.30 nからの確さ。	
			l l

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整 合 性 備 考
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 (x(3)(ii)b-⑥	
		変史前 変史後	
		名 終 原子如珠葉原子炉棟止水板3~2	
		78 SU - 34	
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		84 4# — _ SS400	
		※ 裁 名	
		数 最 景 東 - 原子が変配原子が核 (1,20,30 m)	
		16 位 田 佐 岁 前 水 四 豫 上 の	
		起展於必要な高さ ※記 ※: 且 20.30 mからの高さ。	
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 (3)(ii)b-⑥	
		发页前 发页数	
		ネ 特 原子を建設原子が繰上水板3-3	
		州	
		12 型 7 次 次 次 次 次 次 次 次 次 次	
		85 pt	
		高 秋 水 (ライン 年) (5 日 - 1	
		付 段 進 址 - 73,20,30 m	
		明 区 田 香 岁 遊 水 時 競 ト の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		科記 ★:□.20.30 mからの痛さ。	

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性 備 考
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 [x(3)(ii)b-⑥	

		名 移 原子亦是从瓜子扩坡止水板3-4	
		40 55 - Up	
		# 200 E/, F*	
		材 料 毎 − SS100	
		(ライン名) 取 は 選 選 末 - 以子を確定以子が様 EL.20.30 m	
		簡能水粉造りの EFK 利益号	
		能 水 形 線 上 の	
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 [x(3)(ii)b-⑥	
		农 更 前 农 更 後	
		名 棒 _ 图 _ 图 _ 包 性缺風 [① 收止 水板 3 - 5]	
		# # - IR	
		# 300 (A.E.*	
		해 표 - SS400	
		系 統 名	
		版 以 世 末 - 原介を取取引が報 日 20.30 m	
		g 区 田 等 号 温 水 府 銭 ト の	

(2) 本方海神液 (2) (2) 上の (2	設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性 備 考
#			【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 [x(3)(ii)b-⑥	
# 1			東夏前 東夏後	
「				
(和 蛭 一 班	
(元) (京) (京) (京) (京) (京) (京) (京) (京) (京) (京			(注 古 8 mm 300分下。	
(2 インル 年)			※ 基 _ SS400	
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本			(ライン名) - -	
			取	
(国本財務施設] (要目表) 2. 内部浸水財譲設備 ((3)(i)) b-(3) (3)(i)) b-(3)(i)			善 益 水 筋 覆 上 の _	
「浸水防護施設」(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 (次(3)(音)か・⑥			一部 一部 カー 一部 カー 一部 水 防 多 上 の	
「京(3)(ii)b-⑥				
名			【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 (x(3)(ii)b-⑥	
名 株 Do-Tuble Do-Tub				
#			2	
1			和 知 一 40	
新 被 条			The state of the s	
() インタ) () は			#I ±#	
付 選 F 本 11,29,30 m			() () () () ()	
			付 22 高 未 - 11, 20, 30 m	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			pi	
			配展が必要な高さ	

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整 合 性 備 考
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 (3)(ii)b-⑥	
		変 元 前	
		名	
		植 新一 1点	
		道	
		付 余 — SS100	
		系 乾 名 (ライン 名) 以 (フィン 名) 以 ((フィン 名) 以 ((((((((((((((((((
		道 水 形 號 上 の 区	
		配 越 お み 安 な 四 さ 社記 #: 日, 29, 00 = からの著さ。	
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備	
		x(3) (ii) b-⑥	
		发光的 发光的	
		名	
		解 類 一 展	
		□ ★ 3 w 200以上°	
		# ± ± 55400	
		デ 液 名 (つ イン 年) 取 原子のほ居用子の域	
		付 設 東 床 - 15-79-02(9.07-10-08)	
		所 区 间 夢 号	
		配慮が必要な高さ 注記 *:凡29,00 mからの高さ。	

設置変更許可申請書 (本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整合性 備 考
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備	
		x(3) (ii) b-6	
		赛 月 前	
		名 称 原子。注集原子亦棟上水板4-2	
		新 報 —	
		# # # # \$ m \$100 XX.E*	
		材 料 在 - SS400	
		系 乾 名 (ライン名) 取	
		取 成 置 床 -	
		6	
		祖 水 田 29.00 a からの高さ 注記 本: 田 29.00 a からの高さ	
		Committee - Annotation and Committee - Com	
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備	
		я (3) (ii) b-6	
		发 更 的	
		名	
		#6 #1 - 4E	
		15 元 元 3	
		57 % SS400	
		系 純 名	
		取	
		笛 海水防返上の ボ 区 川 毒 号	
		総 水 防 施 I の の の の の の の の に 能 が 必 更 た 裏 き	
		注 ₄ 2 *: II. 29.00 nからの高き。	

設置変更許可申請書(本文)	設置変更許可申請書(添付書類八)該当事項	工事の計画 該当事項	整 合 性 備 考
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 区(3)(ii)b-⑥	
		変史前 変史版	
		名 称 原子的连续原子的被止水板4-5	
		· 海 一 · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
		主 模 符 符	
		\$₹ \$4	
		新 統 名 - (タイン名) -	
		取 以 世 末	
		菌 証 水 阿 装 上 の	
		注記 *:11.29.00 mからの/65。	
		【浸水防護施設】(要目表) 2. 内郭浸水防護設備 汉(3)(ii)b-⑥	
		一———— 放果 放果 放果	
		名	
		科 坂 - 埃	
		〒 第 ★ 3 mm 300以上*	
		A4	
		水 枝 名	
		6: iR F. ik - H. 38.40 n	
		新 区 A B B 上 の _	
		きた。 * * : 11.:13. 50 n からのばき。	